

北海道中山間地域等直接支払交付金実施要領

[平成12年 4月 1日付け農振第 6号]
[平成13年 4月 2日付け農振第 20号]
[平成16年 4月 1日付け農振第117号]
[平成17年 7月 1日付け農設第266号]
[平成19年 4月10日付け農設第 13号]
[平成19年 8月 8日付け農設第160号]
[平成20年 4月15日付け農設第 26号]
[平成21年 2月12日付け農設第465号]
[平成22年 4月 1日付け農設第 69号]
[平成23年 4月 1日付け農設第 38号]
[平成24年 4月 2日付け農設第499号]
[平成25年 6月10日付け農設第337号]
[平成27年 7月10日付け農設第195号]
[平成27年 7月27日付け農設第210号]
[平成28年 4月14日付け農設第 60号]
[平成29年 4月17日付け農設第 39号]
[平成30年 4月 5日付け農設第 22号]
[平成31年 4月10日付け農設第 26号]
[令和元年 8月 6日付け農設第231号]
[令和 2年 4月28日付け農設第 69号]
[令和 2年 5月19日付け農設第 87号]
[令和 3年 4月12日付け農設第 36号]
[令和 4年 5月16日付け農設第105号]
[令和 5年 3月15日付け農設第737号]
[令和 5年 5月17日付け農設第 94号]

最終改正

第1 趣旨

中山間地域等は流域の上流部に位置することから、中山間地域等の農業・農村が有する水源涵養機能、洪水防止機能等の多面的機能によって、下流域の都市住民を含む多くの国民の生命・財産と豊かなくらしが守られている。

しかしながら、中山間地域等では、高齢化が進展する中で平地に比べ自然的・経済的・社会的条件が不利な地域があることから、担い手の減少、荒廃農地の増加等により、多面的機能が低下し、国民全体にとって大きな経済的損失が生じることが懸念されている。

このような状況を踏まえ、食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号。以下「基本法」という。)第35条第2項において「国は、中山間地域等においては、適切な農業生産活動が継続的に行われるよう農業の生産条件に関する不利を補正するための支援を行うこと等により、多面的機能の確保を特に図るための施策を講ずるものとする。」とされている。

また、農業・農村の有する多面的機能の発揮の維持・促進を図るため、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号。以下「法」という。)が制定され、同法に定める多面的機能発揮促進事業の一つとして、「中山間地域等における農業生産活動の継続的な実施を推進する事業」(法第3条第3項第2号)が規定されたところである。

これらを踏まえ、荒廃農地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている本道の中山間地域等において、担い手の育成等による農業生産の維持を通じて、多面的機能を確保する観点から、国民の理解の下に、法、関連する政省令並びに以下に定めるところにより、北海道中山間地域等直接支払交付金(以下「交付金」という。)を交付する。

第2 交付金の基本的考え方

1 基本的考え方

(1) 生産条件が不利な地域の一団の農用地(農地又は採草放牧地をいう。以下同じ。)において、荒廃農地の発生を防止し、水源涵養、洪水防止、土砂崩壊防止等の多面的機能を継続的、効果的に発揮するという観点から、既存施策との整合性を図りつつ、対象地域、対象者、対象行為等を定める。

なお、「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいい(農地法(昭和27年法律第229

号。以下「農地法」という。)第2条第1項)、農地を次に掲げる田、畑、草地に区分する。

ア 「田」とは、たん水するための畦畔及びかんがい機能(自然にかんがいするものを含む。以下同じ。)を有している土地とする。

イ 「畑」とは、田以外の農地で草地を除く畑とし、樹園地を含むものとする。

ウ 「草地」とは、牧草専用地とする。牧草専用地とは、畑のうち牧草の栽培を専用とする畑であって、播種後経過年数(概ね7年未満)と牧草の生産力から判断して、農地としてみなしうる程度のものとする。ただし、牧草の立毛がある畑であっても、作付けの都合により1年から2年間に限り牧草を栽培する場合は牧草専用地ではなく、「畑」とする。

また、「採草放牧地」とは、農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう(農地法第2条第1項)。

(2) 交付金の交付は、生産性の向上、付加価値の向上等による農業収益の向上、生活環境の整備等により、生産条件が不利な地域における農業生産活動等(農用地における耕作、適切な農用地の維持・管理(農用地としての形態及び機能を維持することをいい、調整水田等の維持管理を行う農用地(以下「維持管理農用地」という。))も含まれるが、これらの維持管理農用地においては作物の栽培が可能な状態(具体的には畦畔の維持、法面管理(草刈り、崩壊防止)がなされるとともに、地力向上のための取組みとして耕起、緑肥作物の栽培、堆肥の散布等がなされていること。)に保たれているもの)及び水路、農道等の維持・管理をいう。以下同じ。)の自律的かつ継続的な実施が可能となるまで実施する。

なお、「水路、農道等」とは次に掲げるものをいう。

ア 農業用排水施設(用水路、排水路、樋門、堰、揚・排水機場、ため池等)

イ 農業用道路(農道)

ウ その他農用地の保全又は利用上必要な施設(防風林、土壌浸食防止施設等)

(3) 北海道及び市町村は、生産条件が不利な地域において、農業生産活動等の中心となる担い手の育成・確保、農業生産を基本とした付加価値の向上等が図られ、将来的には、交付金に頼らずとも農業生産活動等の自律的かつ継続的な実施が可能となるよう、集落等に対し、必要な指導を行うものとする。

(4) なお、実施に当たっては、中山間地域等における多面的機能の維持・増進を一層図るため、自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に向けた前向きな取組等を推進する。

2 推進上の留意点

(1) 国民合意の必要性

ア 本交付金について広く国民の理解を得るため、その実施に当たっては、明確かつ合理的・客観的な基準の下に透明性を確保する必要がある。

イ また、基本法に基づく政策であることから、国際的に通用することはもとより、国内で理解を得るためにも、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書1Aの農業に関する協定(以下「農業協定」という。)に合致した政策とする必要があり、具体的には、同農業協定の附属書2の13に規定する次の要件を満たすものでなければならない。

(ア) 条件不利地域とは、条件の不利性が一時的事情以上の事情から生じる明確に規定された中立的・客観的基準に照らして不利と認められるものでなければならない。

(イ) 支払額は生産の形態若しくは量、国内価格又は国際価格に関連し、又は基づくものであってはならず、かつ所定の地域において農業生産を行うことに伴う追加の費用又は収入の喪失が限度とされる。

(2) 国と地方公共団体との緊密な連携

荒廃農地の発生を防止し、農業生産活動等の継続を実効性のあるものにしていくためには、地方公共団体の役割が重要であり、国と地方公共団体が密接な連携の下に実施していくことが必要である。

(3) 政策効果の評価と見直し

交付金の交付に当たっては、中立的な第三者機関を設置し、実行状況の点検、施策の効果の評価等を行い、基準等について不断の見直しを行っていくことが必要である。

第3 交付金の仕組み

道は、第4の1の対象地域内に存する第4の2の対象農用地において、法第7条の規定に基づき実施しようとする多面的機能発揮促進事業に関する計画であって法第3条第3項第2号の事業に係るもの(以下「事業計画」という。)を作成し、第6の2の(1)の

集落協定又は同(2)の個別協定に基づき5年間以上継続して行われる農業生産活動等を行う農業者等(農業者、地方公共団体が出資する法人(以下「第3セクター」という。)、特定農業法人(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。))第23条第4項に定められるものをいう。以下同じ。))農業協同組合生産組織等をいう。以下同じ。))に対し、市町村が交付金を交付するのに必要な経費につき、交付金を交付する。

第4 対象地域及び対象農用地

1 対象地域

交付金の交付対象となる地域(以下「対象地域」という。)は次の(1)から(7)までの地域とする。

なお、令和2年4月1日以降、(1)から(6)までに掲げる地域(以下「6法地域」という。)の見直しにより、新たに指定された地域は、当該年度から対象(指定される以前に(7)により知事が指定した地域(以下「特認地域」という。)であった地域は、当該年度から6法地域)とし、令和2年4月1日時点で指定の解除の予定がある地域については、解除年度以降、対象としない。ただし、令和2年4月1日時点で指定の解除の予定がない地域については、解除年度以降、(6)の地域を除き特認地域とみなすことができる。

- (1) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域
- (2) 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村地域
- (3) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項(同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する過疎地域(同法第3条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。))、第41条第1項若しくは第2項(同条第3項の規定により準用する場合を含む。))、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村(同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村(同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)を含む。
- (4) 半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域
- (5) 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域
- (6) 棚田地域振興法(令和元年法律第42号)第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域
- (7) 地域の実態に応じて知事が指定する自然的・経済的・社会的条件が不利な地域
 - ア 三方又は四方が(1)から(5)までに掲げる地域(以下「5法地域」という。海を含む。)に囲まれ、かつ、次の(イ)又は(ロ)の要件を満たす旧市町村。
 - (イ) 専業農家率が55%以上で、耕地率が20%以上、かつ、条件不利農用地の面積が90%以上。ただし、DIDD(人口集中地区)は除く。
 - (ロ) 専業農家率が55%以上で、かつ、次のa、bの要件を満たすこと。
 - a 耕地率20%未満で、条件不利農用地の面積が85%以上
 - b 旧市町村が存在しなく、地域の形成発展過程等からDIDDと農村地域に明確に区分される農村地域が存在し、その区分された農村地域について、次の(a)、(b)の要件を満たすこと。
 - (a) 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率75%以上
 - (b) 人口減少率(平成22年～27年)が3.5%以上で、かつ、人口密度(平成27年)が150人/k㎡未満
 - イ 農林統計上の中山間地域(農林統計に用いる地域区分の改訂について(平成29年12月18日付け29統計第1169号)の3の(2)の農業地域類型区分のうち「中間農業地域」又は「山間農業地域」をいう。地域区分は旧市町村単位とする。)
 - ウ 5法地域と地理的に接し、自然条件が連続する旧市町村(旧市町村が無い場合には、地理的・歴史的条件等が旧市町村に類似・同程度と道の第三者機関において認められる範囲)内の地域で次の基準を満たすこと。
 - (イ) 5法地域と当該特認地域からなる区域に用排水路が介在し、それら区域におい

て、営農の一体性が認められること。

(イ) 当該特認地域の面積規模は、(ア)の区域内の5法地域の面積規模と同程度以下であること。

エ 5法地域と地理的に接し、自然条件が連続する旧市町村内に所在し、かつ、5法地域のいずれかの指定要件を満たすセンサス集落において、次の基準を満たすこと。

(ア) 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率が75%以上。

(イ) D I D(人口集中地区)からの距離が30分以上。

(ウ) 人口減少率(平成22年～27年)が3.5%以上又は、人口密度(平成27年)が150/km²未満であること。

(エ) センサス集落の属する市町村の財政力指数(平成25年～27年の3カ年平均)が0.5以下であること。

2 対象農用地

交付金の交付対象となる農用地(以下「対象農用地」という。)は、対象地域について法第6条に基づき定められた農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画であって法第3条第3項第2号の事業に係るもの(以下「促進計画」という。)の区域内に存する農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。)第8条第2項第1号に定める農用地区域をいう。以下同じ。)内に存する一団の農用地(1ha以上の面積を有するものに限る。)であって、5法地域及び特認地域に該当する地域にあっては、次の(1)から(4)までのいずれかの基準を満たすもの、(5)の(6)のみに該当する地域にあっては(5)の基準を満たすものとする。

なお、「一団の農用地」とは、農用地面積(農用地面積には畦畔及び法面面積を含む。)が1ha以上の団地又は集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上のもの(農業所得が札幌市の勤労者一人当たりの平均所得を上回る者として知事が定める者(第6の1の(2)。以下「特定農業者」という。)の農用地についても一団の農用地の面積に算入できるものとし(交付金の交付対象面積とはならない。)、その要件の詳細は、別記1に定めるとおりとする。

ただし、第6の4の(1)のイの(ア)の事項により、集落協定等の認定時において、1ha以上であった一団の農用地の面積が1ha未満となった場合においても、引き続き令和6年度まで対象とすることができる。

また、一団の農用地において、田と田以外が混在し、全てが次の(1)、(4)のアに定める田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地(以下「協定農用地」という。)とすることができる。ただし、交付金の対象となる対象農用地は田のみとする。

(1) 勾配が田で1/20以上、畑、草地及び採草放牧地で15度以上である農用地(以下「急傾斜農用地」という。)

(2) 自然条件により小区画・不整形な田

「自然条件により小区画・不整形な田」とは、次に掲げる要件を全て満たす田とする。

ア 団地内の全ての田が不整形であり、ほ場整備が不可能であること。

イ 30a未満の区画の合計面積が団地内の田の合計面積に対して80%以上であること。

ウ 団地内の田の区画の平均面積が20a以下であること。

(3) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率が70%以上である市町村内に存する草地(以下「草地比率の高い草地」という。)

「草地比率の高い草地」とは、1日の平均気温を5月15日から10月5日までの期間において積算したものが2,300℃未満の基準を満たす地域内に存する農用地が当該市町村の農用地の大宗を占め、かつ、草地比率(新市町村又は旧市町村単位での経営耕地面積に対する牧草専用地面積の割合)が70%以上の市町村又は地域に存する草地とする。

なお、草地比率の算出に用いるデータは2010年世界農林業センサス又は2015年農林業センサスの農林業経営体調査結果の経営耕地面積、牧草専用地面積とし、市町村内の農用地が道の第三者機関において、気候等により明確に区分されると認められた場合には、市町村内を区切って草地比率を判定することができる。

(4) 次のア又はイの基準を満たす農用地であって、市町村長(集落が複数の市町村にまたがっている場合等、市町村長が判断することが困難な場合には、知事)が特に必要と認めるもの。

ア 勾配が田で1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草放牧地で8度以上15度未満である農用地(以下「緩傾斜農用地」という。)

この場合、知事が別に定める別記2の緩傾斜農用地のガイドラインを参考に、市町村長が対象の可否及び対象基準について判断する。

イ 高齢化率が40%以上であり、かつ、耕作放棄率が次の式により算定される率以上である集落に存する農地（以下「高齢化率・耕作放棄率の高い農地」という。）

$$(8\% \times \text{田面積} + 15\% \times \text{畑面積}) \div (\text{田面積} + \text{畑面積})$$

高齢化率・耕作放棄率の高い農地の判断に当たっての高齢化率等の算定は、次の(ア)及び(イ)により、原則としてセンサス集落ごとに、2010年世界農林業センサス又は2015年農林業センサスの農林業経営体調査結果の農業従事者数及び経営耕地面積、耕作放棄地面積により判定する。

(ア) 「高齢化率」 = (65歳以上の農業従事者数) / (農業従事者数)

(イ) 「耕作放棄率」 = (耕作放棄地面積) / (経営耕地面積 + 耕作放棄地面積)

ただし、第6の2の(1)の集落協定を締結する一団の農用地ごとに区切って算定することが適当な場合には、協定単位で判定（一団の農用地ごとに判定する場合は、令和2年3月31日時点で行う。）することもできる。

また、複数の集落にまたがって協定を締結する場合は、全ての集落において基準を超えていることが必要であり、複数の団地を対象として集落協定の締結が可能な集落においては、原則として耕作放棄率の高い団地を除いて協定を締結することはできない。

(5) 棚田地域振興法第7条第1項の規定に基づき申請された指定棚田地域の指定申請書における保全を図る棚田等として位置づけられた棚田等に係る農用地であって、次のア又はイの基準を満たすもの（以下、「棚田農地」という。）

ア 急傾斜農用地

イ アの農用地と物理的に連担している緩傾斜農用地であって、市町村長（集落が複数の市町村にまたがっている場合等、市町村長が判断することが困難な場合には、知事）が特に必要と認めるもの

この場合、別記2の緩傾斜農用地のガイドラインの1に該当するものに限り対象とするものとする。

(6) (4)及び(5)のイにおいて市町村長が判断することが困難である場合については、市町村長が判断が困難な事由を記した書面をもって総合振興局長又は振興局長（以下「総合振興局長等」という。）に判断を要請し、判断の要請を受けた総合振興局長等は、知事と協議して、具体的な判断結果に理由を付して当該市町村長に書面で通知するものとする。

(7) 対象農用地の面積の測定は、別記3に定めるとおりとする。

(8) (1)、(4)のア及び(5)の勾配の測定については、別記4に定めるとおりとする。

(9) 市町村は、別記3の対象農用地面積の測定及び別記4の勾配の測定等を効率的かつ効果的に実施するため、必要に応じて農地地図情報の活用を努めるものとする。

3 特認地域の通知

知事は、中立的な第三者機関での審査検討等を経て特認地域を決定したときは、速やかに市町村等の関係機関に書面をもって通知する。

4 既荒廃農地の取扱い

(1) 既荒廃農地の定義

ア 「既荒廃農地」とは、協定認定年度（第6の2の(4)の規定に基づく市町村長による集落協定又は個別協定の認定が行われた年度をいう。以下同じ。）の前年度末までに荒廃農地（現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地）となった農地とする。

イ 「荒廃農地の復旧」とは、荒廃農地を耕作しうる状態にすることをいい、耕作しうる状態とは、次に掲げる状態をいう。

(ア) 田の場合は、灌木の抜根等を行い、たん水するための畦畔及びかんがい機能を有し、作物の栽培が可能な状態

(イ) 畑及び草地の場合は、灌木の抜根等を行い、容易に耕起・整地でき、作物が栽培できる状態（樹園地の場合は、草刈り等を行い、容易に農作業を行うことができ、収穫物が得られる状態）

ウ 「荒廃農地の林地化」とは、将来的に農用地を山林にすることを目的に、荒廃農地で新たに樹木の苗を植え付けるための雑草・雑木の刈取り・除去、樹木の苗の植え付け、植え付け後の下草刈り等の管理などを行うことをいう。

なお、農用地を林地化するには、農用地区域からの除外及び農地転用の許可手続を行うこと。

(2) 既荒廃農地の取扱い

既荒廃農地については、次のとおり取り扱うこととする。

ア 既荒廃農地を協定の対象とすることについては、集落協定の場合は集落、個別協定の場合は認定農業者等（認定農業者（基盤強化法第12条第1項の認定を受けた者

をいう。以下同じ。)これに準ずる者として市町村長が認定した者、第3セクター、特定農業法人、農業協同組合、生産組織等をいう。以下同じ。)の判断に委ねるものとする。

イ 既荒廃農地を集落協定や個別協定に位置付けた場合には、令和6年度までに既荒廃農地を復旧又は林地化することを条件に当該既荒廃農地を協定認定年度から交付金の交付対象とすることができる。ただし、令和5年度以降に既荒廃農地を新たに集落協定や個別協定に位置付ける場合であって、林地化を行うときは、この限りでない。

ウ 集落協定又は個別協定に位置付けない既荒廃農地(協定農用地の生産活動に影響があると協定申請者が判断したもの。)についても、協定農用地の農業生産活動等に悪影響を与えないよう既荒廃農地の草刈り、防虫対策等を行う。

5 現に耕作されていない農用地を維持管理農用地として交付金の交付対象とする場合は、耕作の意思を有する者(農作業の受託を行う場合は受託者)を明確にした上で、当該農用地の維持管理をしなければならない。

6 限界的農地の取扱い

(1) 限界的農地の定義

現に耕作又は管理されている農地で、集落の他の農地に比べ、土壌、日照条件、極端な急傾斜等により生産条件が不利で、耕作放棄の懸念が特に大きい農地として集落の申請により市町村長が判断した農地をいう。

また、「限界的農地の林地化」とは、将来的に農用地を山林にすることを目的に、限界的農地で新たに樹木の苗を植え付けるための雑草・雑木の刈取り・除去、樹木の苗の植え付け、植え付け後の下草刈り等の管理などを行うことをいう。なお、農用地を林地化するには、農用地区域からの除外及び農地転用の許可手続きを行うこと。

(2) 限界的農地の取扱い

令和6年度までに林地化するための準備を行い、植林することが集落協定にあらかじめ位置付けられている場合は、令和6年度まで交付金の交付対象とすることができる。ただし、令和5年度以降に限界的農地を新たに集落協定に位置付ける場合は、この限りでない。

7 自然災害を受けている農用地の取扱い

自然災害を受けている農用地については、令和6年度までに復旧し、農業生産活動等を実施する旨が集落協定に位置付けられている場合は、協定認定年度から交付金の交付対象とすることができる。

また、協定締結後に交付対象農用地が自然災害を受けた場合は、当該協定の申請者は当該農地の復旧計画(参考様式第10号)を市町村長に提出することにより、当該復旧計画を協定に位置付けたものとみなし、引き続き交付金の交付対象とすることができる。

なお、被害の規模が甚大である等のため復旧に長時間を要すると市町村長が認めた場合や、令和6年度に被災した農用地については、復旧計画における復旧の期限が令和6年度以降であっても、交付金の交付対象とすることができる。

8 国、地方公共団体等が所有する農用地の取扱い

国、地方公共団体並びに国及び地方公共団体の持分が過半となる第3セクターが所有し、かつ、農業生産活動等を行っている農用地については、交付金の交付対象としない。

9 土地改良通年施行等の取扱い等

(1) 土地改良通年施行の対象事業の範囲

ア 土地改良通年施行は、次に掲げる要件を全て満たす土地改良事業又はこれに準ずる事業に係るものとする。ただし、次の要件を満たしていたものが、その後、工事実施時期の変更等によりこれを満たさなくなった場合においては、それが不測の事態の発生等真にやむを得ない事由によるものである場合に限り、土地改良通年施行の対象事業として取り扱う。

(ア) 当該年度の6月30日(令和2年度については、8月31日)までに、国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又は株式会社日本政策金融公庫若しくは農業近代化資金の融資の対象となることの決定又はこれに準ずる措置がなされること。

(イ) 当該年度内に事業が終了すること。

(ウ) 集落協定に事業の実施が位置付けられていること。

イ アの土地改良事業又はこれに準ずる事業とは、次に掲げる事業をいう。

(ア) ほ場整備事業(区画整理その他の面的工事に限る。)

(イ) 客土事業

(ウ) その他土地改良事業等のうち(ア)又は(イ)に該当する工種

(2) 土地改良通年施行に係る農地の取扱い

(1)の土地改良通年施行に係る農地については、交付金の交付対象とすることができる。

- きる。
(3) 土地改良事業等の実施、地目の変更等により対象要件に変更があった農用地の取扱い

土地改良事業等の実施、地目の変更等が集落協定に位置付けられている場合には、当該土地改良事業等の実施、地目の変更等により協定認定時の対象農用地の要件に変更があっても、当該農用地を令和6年度まで交付金の交付対象とすることができる。

第5 法に基づく促進計画の作成に当たっての留意事項

市町村は、促進計画の作成に当たり、法第6条第2項第5号の促進計画の実施に関し当該市町村が必要と認める事項として交付金の交付を円滑に実施するため、地域の実情に即し次に掲げる事項を参考に記載するものとする。(参考様式第1号)

1 対象農用地の基準

第4の1の(1)から(7)までのうち、当該市町村に該当する対象地域において第4の2の(1)から(5)までの中から、当該市町村長が指定しようとする対象農用地の基準について記載する。

また、集落協定等における協定農用地の決定に当たっては、今後とも耕作すべき農用地であるかを検討し、限界的農地については、当該農用地の状況を踏まえ適宜林地化等を図る旨について記載する。

2 集落協定の共通事項

市町村が必要に応じて集落協定に対して定める事項について記載する。

3 対象者

認定農業者及び認定新規就農者に準ずる者として市町村長が認定する者について定義の上、交付金の交付の対象者(第6の1)について記載する。

4 その他必要な事項

1から3までのほか、交付金交付等の適正かつ円滑な実施に当たって市町村が必要と認める事項について記載する。

第6 交付金の実施

1 対象者

(1) 交付金の交付の対象となる者(以下「対象者」という。)は、次のア又はイに掲げる者(2)の特定農業者を除く。)とする。

ア 2の(1)の集落協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等

イ 2の(2)の個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う5年間以上継続して農業生産活動等を行う認定農業者等(認定農業者(基盤強化法第12条第1項の認定を受けた者をいう。以下同じ。)、認定新規就農者(基盤強化法第14条の4第1項の認定を受けた者をいう。以下同じ。)、これに準ずる者として市町村長が認定した者、第3セクター、特定農業法人、農業協同組合、生産組織等をいう。以下同じ。)

(2) 特定農業者

特定農業者とは、次のア又はイに掲げる者をいう。

ア 集落協定の場合においては、当該協定参加農業者で次の(ア)の式で算定される農業従事者一人当たりの農業所得が札幌市の勤労者一人当たりの平均所得を上回る者(当該農業者が集落協定上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として集落協定で指定された者であって、当該農業者の対象農用地のうち自作地に対して交付される交付額の全てを集落の共同取組活動に充てる場合、又は当該農業者の対象農用地の全てが、当該農業者と農用地の権原を有する者との間において利用権の設定等又は同一生産行程における基幹的農作業のうち田においては3種類以上、畑においては2種類以上、草地においては1種類以上の作業の受委託が行われている農用地(以下「引受地」という。)である場合を除く。以下同じ。)

(ア) 農業者の所得の算定

(確定申告に基づく農業所得+専従者給与額-負債の償還額)÷農業従事者数

なお、当該農業者が生産組織、農地所有適格法人等の構成員であり、当該生産組織、農地所有適格法人等から給与額又は役員報酬等を受けている場合は、上記農業所得に当該給与額又は役員報酬等を含めるものとする。

(イ) 算定に当たっての留意事項

a (ア)の負債の償還額とは、次に掲げるものとする。

(a) 農業生産活動のための建物・機械等の固定資産に係る負債の償還額(当該

負債に係る減価償却額を上回る場合の差引額に限る。)

(b) (a)以外の農業生産活動に係る負債の当該年におけるネット償還額（当該年の期首の負債額から期末の負債額を差し引いた実償還額）

b 農業従事者数の換算は、年間自家農業従事日数が150日以上、農業従事者を「1」とし、農業従事日数が60日以上150日未満の者を「0.5」とする。この他に、家族内に、30日以上60日未満の農業従事者が2名以上いる場合（合計就農日数が60日以上となる。）には、これらの者をまとめて「0.5」とすることができる。

なお、農業従事者とは、所得税法における青色事業専従者給与の特例又は事業専従者控除の特例の対象となる者と同等の就業形態を有する者（当該事業に専ら従事する期間がその年を通じて6ヶ月を超える者）をいう。

(ウ) 農作業従事日数の確認方法は、作業日誌等により行うこととする。

(エ) 「札幌市の勤労者一人当たりの平均所得」とは、直近3ヶ年の「家計調査年報（総務省統計局）」の札幌市の年平均勤労者所得（月平均世帯主収入×12ヶ月）とし、別途、総合振興局長等へ通知する。

(オ) 中核的なリーダーとしての役割とは、以下に掲げるものに限るものとする。

a 集落の取決めの実施等に当たっての集落全体の企画・立案・調整・取りまとめ

b 集落の取決めの実施に当たっての地区内の調整・合意形成・取りまとめ

c 集落の取決めで定めた活動における地区又は施設単位の各種作業の計画立案・指導

(カ) 所得超過者かつ中核的リーダーの人数は、各集落協定において2名以下又は当該集落協定の協定参加者の13%の範囲内とする。

イ 個別協定の場合においては、2の(2)のイの認定農業者等で、アの規定に該当する者

(3) 共同して維持・管理等を行っている者

農用地の所有者と作業の受託者等が共同して維持・管理等を行っている場合等は当事者間の話し合いにより対象者を決定する。

2 対象行為

交付金の交付の対象となる行為（以下「対象行為」という。）は、次の(1)又は(2)に掲げる協定（その策定又は変更につき市町村長による事業計画の認定と併せて認定を受けたものに限る。）に基づき、5年間以上継続して行われる農業生産活動等とする。

(1) 集落協定

ア 集落協定は、対象農用地において、農業生産活動等を行う農業者等の間で締結されるものであって、次の(ア)から(ウ)までの事項を規定したもの（ただし、(ウ)については、3の(2)のアの交付の上限単価の額の交付金の交付を受けようとする集落協定の場合についてのみ必須事項、(カ)については、加算措置の適用を受けようとする場合についてのみ必須事項）とする。

なお、「集落」とは、一団の農用地において協定参加者の合意の下に農業生産活動等を協力して行う集団とする。

また、集落協定は令和3年度以降に締結することもできるほか、集落協定を締結した複数の集落が、次年度以降にこれらの協定を包含した集落協定を新たに締結することもできる（この場合でも交付金の交付は、令和6年度までとする。）。)

(ア) 協定の対象となる農用地の範囲

協定の対象とする農用地を記載するとともに、別に維持管理農用地を記載する。

また、第4の2の規定により、田と田以外が混在する協定農用地において集落協定を締結した場合は、田以外の地目の面積についても記載する。

(イ) 構成員の役割分担

農用地等の管理者及び受託等の方法、水路・農道等の管理活動の内容と作業分担、経理担当者、市町村に対する代表者等を記載する。

(ウ) 農業生産活動等として取り組むべき事項

適正な農業生産活動に加え、地域の中で、国土保全機能を高める取組、保健休養機能を高める取組又は自然生態系の保全に資する取組等多面的機能の増進につながるものとして、次に例示される行為（これに準ずる行為及び基盤整備への取組みも含む。）から集落が集落の実態に合った活動の一つ以上（法律で義務づけられている行為及び国庫補助事業の補助対象として行われている行為以外のものを一つ以上）記載する。

また、当該集落協定内での管理活動の対象施設が、多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け26農振第2254号農林水産事務次官依命通知）別紙1

第6の2に基づく活動計画に定める施設と同一である場合は、次の表に例示される行為のうち、水路、農道等の管理活動のほか、耕作放棄の防止等の活動の中から集落が集落の実態に合った活動を二つ以上記載する。

なお、維持管理農用地については、その管理方法（畦畔の維持、法面の管理、地力向上のための取組みの具体的方法）を記載する。

分 類		具体的に取り組む行為
(必須事項) 農業生産活動等	耕作放棄の防止等の活動	適正な農業生産活動を通じた耕作放棄の防止、荒廃農地の復旧や畜産的利用、担い手の確保・育成、高齢農家・離農者の農用地の賃借権設定、法面保護・改修、鳥獣被害の防止、林地化等
	水路、農道等の管理活動	適切な施設の管理・補修(泥上げ、草刈り等)
(選択的必須事項) 多面的機能を増進する活動	国土保全機能を高める取組	土壌流亡に配慮した営農の実施、農用地と一体となった周辺林地の管理等
	保健休養機能を高める取組	景観作物の作付け、市民農園・体験農園の設置、棚田のオーナー制度、グリーン・ツーリズム
	自然生態系の保全に資する取組	魚類・昆虫類の保護(ビオトープの確保)、鳥類の餌場の確保、粗放的畜産、環境の保全に資する活動

(エ) 集落マスタープラン

次の項目について記載する。

- a 別記5に即した集落の実情を踏まえた目指すべき将来像
- b 以下に示す活動を参考にaの将来像を実現するための活動方策及び協定期間の目標

(a) 生産性や収益の向上による所得の増加に関する集落としての取組活動については、例えば、農用地の連担化、交換分合等による生産性向上、高付加価値型農業等の推進、農作業の受委託、農業機械・施設の共同利用、コントラクターによる飼料生産等とする。

(b) 担い手の定着等に関する集落としての取組活動については、例えば、新規就農者に対する普及指導センターの指導、集落リーダー・オペレーターの新技術研修会や先進集落視察への参加、新規就農者に対する離農者の家屋の提供、利用権の設定等による農用地の面的集積及び酪農ヘルパーの活用等とする。

(c) 他集落との連携に関する集落としての取組活動については、高齢化等により将来に向けた農業生産活動等の体制整備が困難な小規模・高齢化集落等と担い手のいる集落協定等、又は一集落内に複数存在する小規模な集落協定間等の統合・協定活動の連携等とする。

(オ) 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項(集落戦略の作成を含む。)

(エ)の「集落マスタープラン」の内容と整合性があり、協定農用地において農用地等保全体制の整備に加え、「集落戦略」を作成することをいう。ただし、集落協定が農業者等による協議の場(基盤強化法第18条第1項の農業者等による協議の場をいう。)に参加して、地域農業の将来の在り方及び地域の農用地の利用等について地域の関係者と協議し、当該協議の結果を踏まえて、協定農用地の存する市町村が、当該集落協定に係る全ての協定農用地を含む地域計画(基盤強化法第19条第1項に規定する地域計画をいう。以下同じ。)を定めたときは、集落戦略を作成したものとみなすことができる。

集落戦略は、6から10年後の協定農用地一筆ごと及び集落全体の将来像について、協定参加者で話し合いを重ね、将来的に維持すべき農用地を明確化し、その農用地をどのような手法で守っていくかについて合意形成を図り、それら農用地の維持に向けた担い手の確保等の取組を推進するためのものである。

集落戦略の作成に当たっては、農業者の年齢階層別の就農状況や後継者の確保状況が把握できる地図を活用し、協定参加者で話し合いを行い、以下の(a)から(f)までの項目について合意形成を図るものとし、作成した集落戦略は、協定農用地の存する市町村長に提出するものとする。なお、上記の地図においては、以下に

例示される事項を記載するとともに、活動を実践するものとする。

- ① 農地法面、水路、農道等の補修・改良が必要となる範囲又は位置
- ② 既荒廃農地の復旧又は林地化を実施する範囲
- ③ 農作業の共同化又は受委託等が必要となる範囲
- ④ その他将来にわたって適正に協定農用地を保全していくために必要となる事項に関する範囲

また、人・農地プランの実質化を進めている場合（既に実質化されている場合を含む。）や地域計画の策定に取り組んでいる場合は、その内容と整合を図る（既に実質化されている場合も同様）とともに、農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第3条第1項ただし書又は第5項の規定により農業委員会を置かない市町村にあっては、市町村長。以下同じ。）が行う農地等の利用の最適化の推進のための活動との連携に努めるものとする。

なお、市町村は、集落協定における集落戦略の作成において、話合いの促進、具体的な対策等に関する助言、外部の有識者の助言を得る等、必要な指導・支援を積極的に行うものとする。

- (a) 協定農用地の将来像
 - (b) 協定農用地の将来像を踏まえた集落の現状
 - (c) 集落の現状を踏まえた対策の方向性
 - (d) 具体的な対策に向けた検討
 - (e) 今後の対策の具体的内容及びスケジュール
 - (f) 農業生産活動等の継続のための支援体制
- (カ) 加算措置適用のために取り組むべき事項
3の(2)のイの加算措置に係る事項から各々の取組内容を記載する。

(キ) 交付金の使用方法

集落の役員等の各担当者の活動に対する経費の支出、農業生産活動等の体制整備に向けた活動等集落マスタープランの将来像を実現するための活動、水路、農道等の維持・管理等集落の共同取組活動に要する経費の支出及び集落協定に基づき農用地の維持・管理活動を行う者に対する経費の支出について記載する。

なお、その際、共同取組活動に要する経費の支出については、自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に資するとともに、その目的、内容について明らかにするものとする。

ただし、共同取組活動に要する経費の支出は、次に掲げるものを除くものとする。

- a 個人施設の改修・整備等、直接的な受益（効果）が個別の農家に限られるものへの助成
- b 農業生産資材の購入経費等個別の農家が個々に負担すべき経費（人件費を含む）への助成
- c 協定活動に直接関係のない経費（人件費を含む）

また、積立・繰越を行う場合にはその目的、積立計画・使途計画等を明らかにする。

(ク) 促進計画の実施に関し当該市町村が必要と認める事項として定められた内容により規定すべき事項

第5の2から4までに掲げる事項のうち、集落が集落の実情に応じて集落協定に盛り込むことが適当と判断した事項を記載する。

イ 集落協定は地域の実情に即した適切な範囲で締結する。

ウ 市町村は、交付金の使途は協定参加者の合意により決定されることから、これまでと同様に地域の状況に応じた交付金の活用が可能であることについて指導する。

また、共同取組活動の実施に当たっては、農地・農業用水等の資源の良好な保全とその質的向上を目的に、多面的機能支払交付金実施要綱に基づく地域ぐるみの共同活動への支援措置が講じられていることから、同交付金の活用を努めるものとする。

(2) 個別協定

ア 個別協定は、第4の2の(1)から(5)までのいずれかの基準を満たす農用地において、認定農業者等が農用地の権原を有する者との間において基盤強化法第4条第4項第1号に規定する利用権の設定等（以下「利用権の設定等」という。）又は同一生産行程における基幹的農作業のうち田においては3種類以上、畑においては2種類以上、草地においては1種類以上の作業の受委託について締結されるものであつ

て、次の(ア)から(カ)までの事項を規定したものとす。 (ただし、(カ)については、加算措置の適用を受けようとする場合のみ必須事項)。

なお、同一生産行程における基幹的農作業とは、田及び畑においては、耕起、代かき又は整地、田植え又は播種、整枝・剪定、病虫害防除、収穫、乾燥・調製とし、草地においては、耕起、播種、収穫、乾燥・調製とする。

(ア) 協定の対象となる農用地

(イ) 設定権利等の種類

利用権の設定等のうち所有権の移転については、協定の認定を受ける年の前年の7月1日から当該年の6月30日(令和2年度は、令和元年9月1日から令和2年8月31日)までに移転があったものとする。

(ウ) 設定権利者、委託者名(出し手)

(エ) 設定権利等の契約年月日、契約期間

賃借権の設定、農作業受委託契約は、残存期間が5年以上の契約とする(契約の残存期間が5年未満であっても、交付金の交付期間に契約を更新する場合においては、引き続き対象とすることができる。)

(オ) 交付金の使用方法

(カ) 加算措置適用のために取り組むべき事項

イ 次のいずれかに掲げる認定農業者等が、アに掲げる事項に加えて、農業生産活動等として取り組むべき事項又は農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項を協定に規定する場合は、第4の2の(1)から(5)までのいずれかの基準を満たす当該認定農業者等の自作地(農業者が農業生産活動等を行う農用地のうち、当該農業者が所有権を有するもの)も協定の対象とすることができる(ただし、農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項については、3の(2)のアの交付の上限単価の額の交付金の交付を受けようとする場合の必須事項)。

なお、「農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項」とは、令和6年度までにアの利用権の設定等又は同一生産行程における基幹的農作業のうち田においては3種類以上、畑においては2種類以上、草地においては1種類以上の受託面積の合計(実農用地面積)が協定認定時における協定農用地面積の10%又は0.5haのうちいずれか多い方の面積以上の増加をいう。

(ア) 一団の農用地全てを耕作している者

(イ) 30ha以上(草地では100ha以上)の経営の規模を有している者

経営の規模(基幹的農作業を田においては3種類、畑においては2種類、草地においては1種類以上の受託を含む。)とは、対象農用地に存する農用地面積をいう。

(3) 農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進のための活動の中で、集落協定又は個別協定が円滑に締結されるよう、連携に努めるものとし、必要に応じて利用権の設定等について調整を行うものとする。

(4) 集落協定、個別協定の認定等

ア 集落協定を策定する集落は、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号。以下「法」という。)第7条の多面的機能発揮促進事業に関する計画であって法第3条第3項第2号の事業に係るもの(以下「事業計画」という。)の認定申請書(参考様式第2号)に、集落協定書(参考様式第2号別紙様式1から5まで)を添付して、協定農用地の存する市町村長に当該年度の6月30日(令和2年度においては、当該年度の8月31日)までに提出する。ただし、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成19年法律第48号)第5条第1項に規定する活性化計画(以下「活性化計画」という。)が作成されている場合であって、その添付書類として、参考様式第2号に添付する事業計画及び参考様式第2号別紙様式1から5までを、集落が既に市町村長に提出しているときは、これらの提出を省略することができるものとする。

また、1の(1)における農業者が、集落協定上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として集落協定で指定された者であって、引受地に対して交付される交付額を個人配分に充てる場合は、当該農用地について協定農用地の概要(参考様式第2号別紙様式7)を集落協定書に添付する。

なお、協定農用地が複数の市町村にまたがる場合は、協定農用地が存する市町村長に上記によりそれぞれ提出する。この場合、当該市町村長に提出する申請書には、他の市町村長に提出する申請書の写しを添付する。

イ 個別協定を策定する認定農業者等は、事業計画の認定申請書(参考様式第2号)に、個別協定書(参考様式第2号別紙様式6及び7)を添付して、協定農用地の存する市町村長に当該年度の6月30日(令和2年度においては、当該年度の8月31日)ま

で提出する。ただし、活性化計画が作成されている場合であって、その添付書類として、参考様式第2号に添付する事業計画並びに参考様式第2号別紙様式6及び7を、認定農業者等が既に市町村長に提出しているときは、これらの提出を省略することができるものとする。

なお、協定農用地が複数の市町村にまたがる場合は、協定農用地の存する市町村長に上記によりそれぞれ提出する。この場合、当該市町村長に提出する申請書には、他の市町村長に提出する申請書の写しを添付する。

ウ 市町村長は、ア又はイにより提出された集落協定又は個別協定が、法第6条に基づき定められた農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画であって、促進計画に即していると認められるときは、法第7条第5項の規定に基づく事業計画の認定と併せて当該協定の認定を行うとともに、事業計画認定書（参考様式第3号）を交付することをもって、当該協定を認定した旨を集落協定の代表者又は個別協定申請者に当該年度の7月31日（令和2年度においては、当該年度の9月30日）までに通知する。

なお、市町村長が集落協定の認定を行う場合は、1の(2)の規定による参加農業者の農業所得が札幌市の勤労者一人当たりの平均所得を上回る可能性がある農業者について、当該平均所得を上回らないことを確認するとともに、第6の1の(2)のアの(オ)及び(カ)の規定による中核的リーダーの要件を満たしているかどうかについて確認する。

また、市町村長は集落協定又は個別協定を認定（変更認定を含む。）した場合は、遅滞なくその写しを総合振興局長等に提出するものとする。

エ 集落協定、個別協定の変更禁止事項

(ア) 集落協定の変更禁止事項

a 協定農用地面積の全部又は一部の除外（令和2年度に中核的リーダーとして指定された者であって、令和3年度以降において、第6の1の(2)のアの(オ)及び(カ)の規定により、中核的リーダーの要件を満たさない者の農用地を除外する場合、4の(1)のイにおいて交付金の返還をした場合、及び4の(1)のイの(ア)の場合を除く。）

b 荒廃農地等の復旧面積又は林地化する面積の全部又は一部の取りやめ

(イ) 個別協定の変更禁止事項

協定農用地面積の全部又は一部の除外（4の(1)のアの(イ)において交付金の返還をした場合、及び4の(1)のイの(ア)若しくは(イ)の場合を除く。）

オ 協定の変更認定

ウにより市町村長の認定を受けた集落協定又は個別協定に定める事項（エの変更禁止事項以外のものに限る。）を変更する集落又は認定農業者等は、次に定めるところにより、当該協定の変更認定又は変更の届出を行う。

(ア) 協定の変更認定

集落又は認定農業者等は、認定を受けた協定に定める事項のうち次に掲げる事項を変更する場合には、ア又はイに準じて、事業計画の変更認定申請書（参考様式2号）に、集落協定においては変更後の集落協定書（参考様式第2号別紙様式1及び必要に応じ別紙様式2から5及び7まで）を、個別協定においては個別協定書（参考様式第2号別紙様式6及び7）を添付して、協定農用地の存する市町村長に提出する。

この場合、市町村長は、ウに準じて、法第8条第1項の規定に基づく事業計画の変更認定と併せて当該協定の変更認定を行うとともに、事業計画変更認定書（参考様式第4号）を交付することをもって、当該協定を変更認定した旨を集落協定の代表者又は個別協定申請者に通知する。

a 集落協定につき変更認定を要する事項

(a) 中核的リーダーの指定の変更

(b) 協定農用地の面積の追加

(c) 農業生産活動等として取り組むべき事項の変更

(d) 集落マスタープランの内容の変更

(e) 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項の変更

(f) 加算措置適用のために取り組むべき事項の変更

(g) 促進計画の「その他促進計画の実施に関し当該市町村が必要と認める事項」

により規定すべき事項に基づき定めた事項の変更

b 個別協定につき変更認定を要する事項

(a) 協定農用地の面積の追加

(b) 利用権の設定等及び農作業受委託契約の更新

- (c) 自作地を対象としている協定の農業生産活動等として取り組むべき事項又は農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項の変更
- (d) 加算措置適用のために取り組むべき事項の変更

(イ) 協定の変更の届出

集落又は認定農業者等は、認定を受けた協定に定める事項のうち(ア)のa又はbに掲げる事項以外のものを変更する場合には、変更後の集落(個別)協定書(参考様式第2号別紙様式1及び必要に応じ別紙様式2から5及び7まで(参考様式第2号別紙様式6及び7))を市町村長に提出することにより、市町村長への届出を行う。

なお、この場合には、法第8条第1項の規定に基づく市町村長による事業計画の変更認定も要しない。

3 交付額

(1) 農業者等への交付額は、集落協定又は個別協定に位置付けられている農用地について、(2)に掲げる地目及び区分ごとの交付金の交付単価に各々に該当する交付金の対象となる農用地面積をそれぞれ乗じて得た額の合計額とする。

(2) 道の交付金による交付の上限単価は、次に掲げるア及びイの表中の①とする。

また、市町村が道の交付金と併せて一体化して行う交付金の交付単価は、同表中の②とする。

ただし、集落協定にあっては、農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項を実施しない場合、2の(2)のイの自作地を対象としている個別協定にあっては、農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項を実施しない場合には、道の交付金による交付の上限単価及び市町村が道の交付金と併せて一体化して行う交付金の交付の上限単価は、アに掲げる表中の①及び②のそれぞれに0.8を乗じた額とするとともに、イの(ア)及び(ウ)から(オ)までに掲げる加算措置は適用しないものとする。

また、イにおいて、同一農用地を対象として複数の加算の交付を受けようとする協定については、加算を適用する順序を決定するとともに、同一農用地に最初に適用される加算以外の加算について、道の交付金による交付の上限単価は、イに掲げる表中の①の5法地域及び棚田農地に750円を、①の特認地域に667円を減じた額とし、道の交付金と併せて市町村が一体化して行う交付金の交付の上限単価は、イに掲げる表中②に1,000円を減じた額とする。

なお、地方公共団体において、国の交付金と一体化した交付金の交付等が行えるよう、所要の地方財政措置が講じられている。

ア 傾斜農用地等の10a当たりの交付の上限単価

地目	区分	①道の交付金による交付の上限単価		②道の交付金と併せて市町村が一体化して行う交付金の交付の上限単価
		5法地域及び棚田農地	特認地域	
田	急傾斜	15,750円	14,000円	21,000円
	緩傾斜	6,000円	5,333円	8,000円
畑	急傾斜	8,625円	7,666円	11,500円
	緩傾斜	2,625円	2,333円	3,500円
草地	急傾斜	7,875円	7,000円	10,500円
	緩傾斜	2,250円	2,000円	3,000円
	草地比率の高い草地	1,125円	1,000円	1,500円
採草放牧地	急傾斜	750円	666円	1,000円
	緩傾斜	225円	200円	300円

注1 第4の2の(2)及び(4)のイに該当する農地については緩傾斜の単価と同額とする。

2 道の交付金と併せて市町村が一体化して行う交付金の交付の単価が、②を下回る場合、道の交付金による交付の単価は、②を下回る単価に3/4(特認地域にあっては2/3)を乗じて得た額とする。

3 第4の4の(2)のイの既荒廃農地及び第4の7の現に自然災害を受けている農用地復旧した場合の単価は、復旧後の地目の単価とする。

なお、田から田以外に地目を変更する場合は、変更後の地目の区分に該当する単価(対象要件を満たさなくなった場合には、変更後の地目の区分の緩傾斜の単価)を適用するものとする。

- 4 第4の4の(2)のイの林地化の単価は、地目別の単価にかかわらず畑の単価（林地化後の単価が林地化前の地目の単価を上回る場合は、林地化前の地目の単価）とする。
- また、第4の6の(2)の林地化の単価は林地化前の地目別区分別の単価とする。
- 5 第4の9の(3)の土地改良事業等の実施等により対象要件に変更があった場合は、次の単価とする。
- ア 協定認定年度以降に採択された事業による場合は、協定認定年度の単価とする。
- イ 協定認定年度の前年度以前に採択されている事業による場合は、改善されたほ場で農業生産活動等を行う年度から改善されたほ場の地目・勾配の単価（勾配が区分外となった場合は、地目の区分の緩傾斜の単価）とする。
- 6 第4の9の(3)の地目の変更により勾配の区分に変更があった場合は、変更後の地目の区分の傾斜単価（勾配が区分外となった場合は、変更後の地目の区分の緩傾斜の単価）とする。

イ 加算措置

- (ア) 棚田地域振興活動加算（集落協定の活動において、棚田地域振興法第10条の認定棚田地域振興活動計画が策定された地域であって、当該計画に係る協定農用地内の勾配が田で1/20以上、畑で15度以上である農地（以下「棚田地域振興農地」という。）について、協定認定年度（ただし、途中の年度で協定を変更して加算措置に取り組んだ場合には当該変更年度）から令和6年度までの間に、棚田地域の振興を図る取組を行う場合に、棚田地域振興農地の面積に応じて加算されるものをいう。）の10a当たりの交付の上限単価

地目	区分	①道の交付金による交付の上限単価	②道の交付金と併せて市町村が一体化して行う交付金の交付の上限単価
		棚田農地	
田	急傾斜	7,500円	10,000円
	超急傾斜	10,500円	14,000円
畑	急傾斜	7,500円	10,000円
	超急傾斜	10,500円	14,000円

- 注1 棚田地域振興農地のうち、協定農用地内の勾配が田で1/10以上、畑で20度以上である農地については、超急傾斜の単価とする。
- 2 道の交付金と併せて市町村が一体化して行う交付金の交付の単価が、②を下回る場合、道の交付金による交付の単価は、②を下回る単価に3/4（特認地域にあっては2/3）を乗じて得た額とする。
- 3 棚田地域振興活動加算の交付を受ける農用地については、同一農用地を対象として超急傾斜農地保全管理加算、集落機能強化加算及び生産性向上加算のいずれの加算についても交付を行わないものとする。
- 4 勾配の測定については、別記4に定めるとおりとする。
- 5 「棚田地域の振興を図る取組」は、次のアからウまでのそれぞれについて、例示する取組を参考に、地域の実態に応じて定量的な目標及び取組期間を協定に定めて行う取組とする。なお、上記の目標については、実施要領第8で定める第三者機関による確認・意見聴取を行うものとする。
- また、アからウまでの取組には棚田の価値を活かした活動に加え、(エ)及び(オ)の取組を含めるとともに、棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第10条第3項の規定に基づき認定された認定棚田地域振興活動計画に定める指定棚田地域振興活動の目標と整合を図るものとする。
- ア 棚田等の保全
棚田法面の補修、耕作道や棚田進入路等の農作業安全対策の実施、棚田からの土壌流出防止対策の実施等
- イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮
農産物の供給の促進、自然環境の保全・活用、良好な景観の形成、伝統文化の継承等
- ウ 棚田を核とした棚田地域の振興
棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興、棚田を観光資源とした地域振興、棚田米等を活用した6次産業化の推進等
- 6 棚田地域振興活動加算は取組期間に応じて最長令和6年度までの交付とする。

- (イ) 超急傾斜農地保全管理加算（集落協定又は個別協定の活動において、協定認定年度（途中の年度で協定を変更して加算措置に取り組んだ場合には当該変更年度）から令和6年度までの間に、協定農用地内の勾配が田で1/10以上、畑で20度以上である農地（以下「超急傾斜農地」という。）の保全等の取組を行う場合に、超急傾斜農地の面積に応じて加算されるものをいう。）の10a当たりの交付の上限単価

地目	①道の交付金による交付の上限単価		②道の交付金と併せて市町村が一体化して行う交付金の交付の上限単価
	5法地域及び棚田農地	特認地域	
田	4,500円	4,000円	6,000円
畑	4,500円	4,000円	6,000円

- 注1 道の交付金と併せて市町村が一体化して行う交付金の交付の単価が、②を下回る場合、道の交付金による交付の単価は、②を下回る単価に3/4（特認地域にあっては2/3）を乗じて得た額とする。
- 2 超急傾斜農地保全管理加算の交付を受ける農用地については、同一農用地を対象として棚田地域振興活動加算の交付を行わないものとする。
- 3 勾配の測定については、別記4に定めるとおりとする。
- 4 「超急傾斜農地の保全等の取組」は、次のア及びイのそれぞれについて、例示する取組を参考に、地域の実態に応じて協定に定めて行う取組とする。
- ア 超急傾斜農地の保全
石積み等法面の補修、耕作道やほ場進入路等の農作業安全対策の実施、団地外への土壌流出防止対策の実施等
- イ 超急傾斜農地で生産される農作物の販売促進等
農産物のブランド化や戦略的な販売に向けた取組等（市町村等と協力して実施するものを含む。）
- 5 ①道の交付金による交付単価の特認欄は、第4の1の(6)の地域及び第4の2の(5)の農用地に適用する。
- 6 超急傾斜農地保全管理加算は取組期間に応じて最長令和6年度までの交付とする。

- (ウ) 集落協定広域化加算（集落協定の活動において、協定認定年度（途中の年度で協定を変更して加算措置に取り組んだ場合には当該変更年度）から令和6年度までの間に、他の集落内の対象農用地を新たに含めて協定を締結して、当該協定に基づく活動において主導的な役割を担う人材を確保する場合（単年度に限る。）又は当該協定に基づく活動において主導的な役割を担う人材を確保した上で、広域化により実現する農業生産活動等の継続のための取組を行う場合に、当該協定農用地のうち交付金の対象となる農用地全てに加算されるものをいう。）の10a当たりの交付の上限単価

地目	①道の交付金による交付の上限単価		②道の交付金と併せて市町村が一体化して行う交付金の交付の上限単価
	5法地域及び棚田農地	特認地域	
田	2,250円	2,000円	3,000円
畑	2,250円	2,000円	3,000円
草地	2,250円	2,000円	3,000円
採草放牧地	2,250円	2,000円	3,000円

- 注1 1 協定当たりの加算額は、200万円/年を上限とする。
- 2 道の交付金と併せて市町村が一体化して行う交付金の交付の単価が、②を下回る場合、道の交付金による交付の単価は、②を下回る単価に3/4（特認地域にあっては2/3）を乗じて得た額とする。
- 3 「他の集落内の対象農用地を新たに含めて協定を締結」には、平成27年度から令和元年度までの間に認定された協定の対象農用地において、他の集落内の対象農用地を新たに含めて令和2年度以降に協定を締結する場合を含む。

- 4 他の集落内の対象農用地を含めた協定の対象農用地面積が、含める前の協定の対象農用地の面積を下回る場合、加算措置は適用しない。
- 5 「当該協定に基づく活動において主導的な役割を担う人材の確保」とは、出身が地域の内外にかかわらず、集落協定組織、集落協定内の農業生産組織、加工・販売などの6次産業化に取り組む組織が行う地域の活動において中心的な役割を担うことが見込まれる者を、これら組織の構成員とすることをいう。
- 6 「広域化により実現する農業生産活動等の継続のための取組」は、地域の実態に応じて、外部人材の確保、地域づくりなどの団体の設立、生産効率の向上等を例として、定量的な目標及び取組期間を協定に定めて行う取組とする。
- 7 集落協定広域化加算は、当該協定に基づく活動において主導的な役割を担う人材の確保のみを行う場合は、単年度限りとし、広域化により実現する農業生産活動等の継続のための取組を行う場合は、取組期間に応じて最長令和6年度までの交付とする。

(エ) 集落機能強化加算（集落協定の活動において、協定認定年度（ただし、途中の年度で協定を変更して加算措置に取り組んだ場合には当該変更年度）から令和6年度までの間に、新たな人材の確保に関する取組又は集落機能を強化する取組を行う場合に、当該協定農用地のうち交付金の対象となる農用地全てに加算されるものをいう。）の10a当たりの交付の上限単価

地目	①道の交付金による交付の上限単価		②道の交付金と併せて市町村が一体化して行う交付金の交付の上限単価
	5法地域及び棚田農地	特認地域	
田	2,250円	2,000円	3,000円
畑	2,250円	2,000円	3,000円
草地	2,250円	2,000円	3,000円
採草放牧地	2,250円	2,000円	3,000円

- 注1 1 協定当たりの加算額は、200万円/年を上限とする。
- 2 道の交付金と併せて市町村が一体化して行う交付金の交付の単価が、②を下回る場合、道の交付金による交付の単価は、②を下回る単価に3/4（特認地域にあっては2/3）を乗じて得た額とする。
- 3 集落機能強化加算の交付を受ける農用地については、同一農用地を対象として棚田地域振興活動加算の交付を行わないものとする。
- 4 「新たな人材の確保に関する取組又は集落機能を強化する取組」は、地域の実態に応じて、外部人材の確保、移住促進、地域づくりなどの団体の設立、集落機能を強化するために行う集落内外の組織との連携体制の構築等を例として、定量的な目標及び取組期間を協定に定めて行う取組とする。
- 5 集落機能強化加算は取組期間に応じて最長令和6年度までの交付とする。

(オ) 生産性向上加算（集落協定の活動において、協定認定年度（ただし、途中の年度で協定を変更して加算措置に取り組んだ場合には当該変更年度）から令和6年度までの間に、農業生産性の向上を図る取組を行う場合に、当該協定農用地のうち交付金の対象となる農用地全てに加算されるものをいう。）の10a当たりの交付の上限単価

地目	①道の交付金による交付の上限単価		②道の交付金と併せて市町村が一体化して行う交付金の交付の上限単価
	5法地域及び棚田農地	特認地域	
田	2,250円	2,000円	3,000円
畑	2,250円	2,000円	3,000円
草地	2,250円	2,000円	3,000円
採草放牧地	2,250円	2,000円	3,000円

- 注1 1 協定当たりの加算額は、200万円/年を上限とする。
- 2 道の交付金と併せて市町村が一体化して行う交付金の交付の単価が、②を下回る場合、道の交付金による交付の単価は、②を下回る単価に3/4（特認地

域にあっては2/3)を乗じて得た額とする。

- 3 生産性向上加算の交付を受ける農用地については、同一農用地を対象として棚田地域振興活動加算の交付を行わないものとする。
- 4 「農業生産性の向上を図る取組」は、地域の実態に応じて、生産効率の向上、管理の省力化、営農の省力化、高付加価値型農業の実践、地場産農産物等の加工・販売等を例として、定量的な目標及び取組期間を協定に定めて行う取組とする。
- 5 生産性向上加算は取組期間に応じて最長令和6年度までの交付とする。

(3) (2)のイにおいて、同一の取組を対象として、同一農用地に対して複数の加算の交付を行わないものとする。

(4) (2)のイにおいて、同一年度に、同一の加算の交付を複数回行わないものとする。

(5) 一農業者等当たりの受給額の上限は500万円(役員報酬等集落協定の各担当者の活動に対する経費及び共同取組活動に係る日当として受領した金額を除く。)とする。ただし、原則として3人以上のオペレーターを雇用する第3セクター及び原則として3戸以上の構成員からなる生産組織等には適用しないものとする。

なお、生産組織とは、生産を実質的に共同化、組織化しているものであって、組織規約、総会議事録及び収支予算・決算書等を備えている組織をいう。

(6) (2)のイの(ア)から(オ)までの取組状況について、道は市町村に対し、取組状況の報告を求めることができるものとする。

(7) (2)のイの(ア)から(オ)までの加算の助成対象は、当該加算以外の国の補助事業の対象として整備するものでないこととする。

4 交付金の返還等

(1) 集落協定又は個別協定に違反等した場合(当該協定に係る法第7条第1項の事業計画の認定が、法第8条第2項又は第3項の規定により取り消された場合を含む。)には、市町村長は、次の基準により交付金の返還等の措置を講ずることとする。

ア 交付金の返還

(ア) 集落協定違反等となる場合及びその場合の措置

a 協定農用地について耕作又は維持管理が行われなかった場合は、当該農用地分の交付金を協定認定年度に遡って返還する。

b 多面的機能を増進する活動が行われなかった場合は、協定農用地の全てについての交付金を協定認定年度に遡って返還する。

ただし、協定農用地面積が15ha以上の集落協定又は3の(2)のイの(ウ)の集落協定広域化加算に取り組む集落協定において、2の(1)のアの(オ)の集落戦略を作成し、協定農用地の存する市町村長に提出した場合にあっては、交付金の返還を要さず、協定農用地の全てについて、当該年度以降の交付金の交付対象としない。

c 協定農用地に含まれる荒廃農地若しくは自然災害地の復旧又は当該荒廃農地若しくは限界的農地の林地化が行われなかった場合は、当該荒廃農地、自然災害地又は限界的農地分については、協定認定年度(自然災害地の復旧にあっては協定に位置づけた年度)に遡って返還するものとし、協定農用地のその他農用地については、当該年度以降の交付金の交付対象としない。

d 協定農用地外で協定農用地の農業生産活動等に悪影響を及ぼす荒廃農地として当該集落協定に管理することが位置づけられた荒廃農地について、管理が行われなかった場合は、協定農用地の全てについて、次年度以降の交付金の交付対象としない。

e 水路・農道等の維持管理が行われなかった場合は、協定農用地の全てについての交付金を協定認定年度に遡って返還する。

ただし、協定農用地面積が15ha以上の集落協定又は3の(2)のイの(ウ)の集落協定広域化加算に取り組む集落協定において、2の(1)のアの(オ)の集落戦略を作成し、協定農用地の存する市町村長に提出した場合にあっては、交付金の返還を要さず、協定農用地の全てについて、当該年度以降の交付金の交付対象としない。

f 法第8条第2項及び同条第3項の規定に基づき、当該集落協定と併せて認定された事業計画の認定が取り消された場合は、協定農用地の全てについての交付金を協定認定年度に遡って返還する。

(イ) 個別協定違反等となる場合及びその場合の措置

a 個別協定期間中に、協定農用地の全部又は一部について第三者への利用権の設定又は利用権の設定若しくは作業受委託契約の解除が行われた場合は、当該

- 農用地分の交付金を協定認定年度に遡って返還する。
- b 協定農用地について、耕作又は維持管理が行われなかった場合は、当該農用地分の交付金を協定認定年度に遡って返還する。
- c 協定農用地に含まれる荒廃農地若しくは自然災害地の復旧又は当該荒廃農地の林地化が行われなかった場合は、当該荒廃農地又は自然災害地分の交付金を協定認定年度（自然災害地の復旧にあつては協定に位置づけた年度）に遡って返還する。
- d 法第8条第2項及び同条第3項の規定に基づき、当該個別協定と併せて認定された事業計画の認定が取り消された場合は、協定農用地の全てについての交付金を協定認定年度に遡って返還する。
- (ウ) 集落マスタープランに定めた取組が適切に実行されなかった場合の措置
第13の1の中間年評価の実施年度以降において、2の(1)のアの(エ)の「集落マスタープラン」に定めた取組が適切に実行されず、かつ、市町村長が当該取組について、改善が見込まれないと判断した場合には、協定農用地の全てについて、次年度以降の交付金の交付対象としない。
- (エ) 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項等が行われない場合及びその場合の措置
a 集落協定又は個別協定において、令和6年度までに、集落協定にあつては2の(1)のアの(オ)の「農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項」が実行されなかった場合、個別協定にあつては2の(2)のイの「農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項」として定めた活動が実行されなかった場合は、3の(2)のアに掲げる地目及び区分ごとの交付金額に0.2をそれぞれ乗じて得た額を、協定認定年度（ただし、途中の年度で協定を変更して同事項を協定に位置付けた場合には当該変更年度）に遡って返還する。（個別協定のうち協定農用地に自作地を含むものにあつては、利用権の設定等又は作業受委託が締結されている農用地については3の(2)のアに掲げる地目及び区分ごとの交付金額に0.2を乗じて得た額を、自作地に係る交付金についてはその全額を協定認定年度（ただし、途中の年度で協定を変更して同事項を協定に位置付けた場合には当該変更年度）に遡って返還する。）
b 第13の1の中間年評価の結果、集落協定にあつては2の(1)のアの(オ)の「農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項」が、個別協定にあつては2の(2)のイの「農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項」が適切に実行されず、かつ、市町村長が令和6年度までに実施されることが困難と判断した場合は、3の(2)のアに掲げる地目及び区分ごとの交付金の交付金額に0.2をそれぞれ乗じて得た額を、協定認定年度（ただし、途中の年度で協定を変更して同事項を協定に位置付けた場合には当該変更年度）に遡って返還する。（個別協定のうち協定農用地に自作地を含むものにあつては、利用権の設定等又は作業受委託が締結されている農用地については第6の3の(2)のアに掲げる地目及び区分ごとの交付金額に0.2を乗じて得た額を、自作地に係る交付金についてはその全額を協定認定年度（ただし、途中の年度で協定を変更して同事項を協定に位置付けた場合には当該変更年度）に遡って返還する。）
なお、これらの協定農用地に係る中間年評価実施年度以降の道の交付金による交付単価及び市町村が道の交付金と併せて一体化して行う交付金の交付単価は、3の(2)のアの表中の①及び②のそれぞれに0.8を乗じた額とする。
c 2の(4)のオの協定の変更により、「農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項」、個別協定にあつては「農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項」を取りやめた場合は、bと同様の措置とする。
d 「農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項等が行われない場合」とは、集落戦略が作成されなかった場合や集落戦略作成のため協定参加者で行う話し合いが行われなかった場合等をいう。
- (オ) 棚田地域振興活動加算について、返還となる場合及びその場合の措置
3の(2)のイの(ア)により集落協定に定めた取組について、その目標が取組期間として定めた年度までに達成されなかった場合（中間年評価の結果、目標の達成が見込めない場合を含む。）は、当該加算額について協定認定年度に遡って返還する。
また、2の(4)のオの協定の変更により、「加算措置適用のために取り組むべき事項」を取りやめた場合は、当該加算額について協定認定年度に遡って返還する。
なお、4の(1)のエにより、農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項が実施されない場合の措置が講じられたときは、当該加算措置に係る交付金に

についてはその金額を協定認定年度（途中の年度で協定を変更して同事項を協定に位置付けた場合には当該変更年度）に遡って返還する。

(カ) 超急傾斜農地保全管理加算について、返還となる場合及びその場合の措置

3の(2)のイの(イ)により集落協定又は個別協定に定めた取組について、その目標が取組期間として定めた年度までに達成されなかった場合（中間年評価の結果、目標の達成が見込めない場合を含む。）は、当該加算措置について協定認定年度に遡って返還する。

また2の(4)のオの協定の変更により、「加算措置適用のために取り組むべき事項」を取りやめた場合は、当該加算額について協定認定年度に遡って返還する。

(キ) 集落協定広域化加算について、返還となる場合及びその場合の措置

3の(2)のイの(ウ)により集落協定に定めた人材の確保（地域の活動において中心的な役割を担うことが見込まれる者を集落協定組織、集落協定内の農業生産組織、加工・販売などの6次産業化に取り組む組織の構成員とすること。）が、協定認定年度（途中の年度で協定を変更して同取組を協定に位置付けた場合には、当該変更年度）（広域化により実現する農業生産活動等の継続のための取組を行う場合にあっては、令和2年度又は令和3年度に限る。）内に行われなかった場合は、2の(4)のオの協定の変更により、「加算措置適用のために取り組むべき事項」を取りやめることとし、変更年度以降の当該加算措置の適用を受けることはできない。

また、取組期間として定めた年度までに、集落協定に定めた取組（人材の確保を除く。）について、その目標が達成されなかった場合には、当該加算額（令和2年度及び令和3年度に当該加算措置の適用を開始した場合には、取組の初年度に交付された部分を除く。）について協定認定年度（途中の年度で協定を変更して同事項を協定に位置付けた場合には当該変更年度）に遡って返還する。

2の(4)のオの協定の変更により、「加算措置適用のために取り組むべき事項」を取りやめた場合は、当該加算額について協定認定年度に遡って返還する。

なお、4の(1)のアの(エ)により、農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項が実施されない場合の措置が講じられたときは、当該加算措置に係る交付金についてはその金額を協定認定年度（途中の年度で協定を変更して同事項を協定に位置付けた場合には当該変更年度）に遡って返還する。

(ク) 集落機能強化加算について、返還となる場合及びその場合の措置

3の(2)のイの(エ)により集落協定に定めた取組について、その目標が取組期間として定めた年度までに達成されなかった場合（中間年評価の結果、目標の達成が見込めない場合を含む。）は、当該加算措置について協定認定年度に遡って返還する。

また、2の(1)のオの協定の変更により、「加算措置適用のために取り組むべき事項」を取りやめた場合は、当該加算額について協定認定年度に遡って返還する。

なお、4の(1)のアの(エ)により、農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項が実施されない場合の措置が講じられたときは、当該加算措置に係る交付金についてはその金額を協定認定年度（途中の年度で協定を変更して同事項を協定に位置付けた場合には当該変更年度）に遡って返還する。

(ケ) 生産性向上加算について、返還となる場合及びその場合の措置

3の(2)のイの(オ)により集落協定に定めた取組について、その目標が取組期間として定めた年度までに達成されなかった場合（中間年評価の結果、目標の達成が見込めない場合を含む。）は、当該加算措置について協定認定年度に遡って返還する。

また、2の(4)のオの協定の変更により、「加算措置適用のために取り組むべき事項」を取りやめた場合は、当該加算額について協定認定年度に遡って返還する。

なお、4の(1)のアの(エ)により、農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項が実施されない場合の措置が講じられたときは、当該加算措置に係る交付金についてはその金額を協定認定年度（途中の年度で協定を変更して同事項を協定に位置付けた場合には当該変更年度）に遡って返還する。

(コ) (ア)から(ケ)までに定めるほか、返還となる場合及びその場合の措置

集落協定又は個別協定において、(ア)から(ケ)までに定めるほか本実施要領に違反したと市町村が認めた場合は、交付金の全部又は一部を返還する。

イ 返還の免責事由

(ア) アにおいて、次のaからdのいずれかに該当する場合は、交付金の返還を免除することとする。ただし、病気の回復、災害からの復旧等を除き、当該農用地については、当該年度以降の交付金の交付は行わないこととする。

- a 農業者の死亡、高齢又は農業者本人若しくはその家族の病気その他これらに類する事由により農業生産活動等の継続が困難と認められる場合
- b 自然災害の場合
- c 土地収用法(昭和26年法律第219号)等に基づき収用若しくは使用を受けた場合又は収用適格事業(土地収用法第3条)の要請により任意に売渡もしくは使用させた場合
- d 農地転用の許可を受けて農業用施設用地とした場合等であって、次に掲げる場合
 - (a) 農業者等が農業用施設を建設するに当たり、農用地区域内の農用地を農業用施設用地に転用した場合(農用地区域内の土地の用途区分が農業用施設用地とされたものに限る。)
 - (b) 自己施工により農道又は水路に転用した場合
 - (c) 公共事業により資材置場等として農用地が一時的に使用(当該事業が土地収用事業等であり、事業終了後に農用地に復旧されるものに限る。)される場合。この場合は、農用地として農業生産活動等が開始された年度から交付金の交付対象とする。
 - (d) 第4の4の(2)のイ、又は第4の6の(2)より農用地区域からの除外及び農地転用の許可手続きを経て転用した場合は令和6年度まで交付金の交付対象とする。
 - (e) 地域再生法(平成17年法律第24号)第5条第4項第13号の地域農林水産業振興施設の用地とした場合であって、同法第17条の58第1項又は第2項の規定により、農地の転用の許可があったものとみなされた場合
 - (f) 地域再生法第17条の17第5項の整備誘導施設の用地とした場合であって、同法第17の20第1項又は第2項の規定により、農地の転用の許可があったものとみなされた場合
 - (g) 集落協定に位置付けた中山間地域等の振興に資する活動を行うため、当該年度に耕作を行う農用地を、区画や形質を変更せずに、一時的に使用する場合。この場合は、次年度以降も交付金の交付対象とする。
 - (イ) 個別協定期間中に、協定農用地の全部又は一部について、農地中間管理機構に貸し付けられた場合など、受託者等に責がない事由により利用権の設定又は作業受委託契約の解除が行われた場合は、当該農用地について、次年度以降の交付金の交付対象としない。
- ウ 集落協定の構成員が高齢化等により当該農用地の耕作等が困難となった場合には、集落の代表者は、速やかに市町村、農業委員会等に当該農用地に対する利用権の設定等又は農作業受委託のあっせん等を申し出ることとする。
- エ 返還の手続
 - (ア) 市町村長は、アの協定違反の事態が生じた場合には、該当集落協定代表者又は個別協定申請者に速やかに通知し、アの措置に基づき、市町村長が交付した交付金を返還させることとする。
ただし、(1)のアの(イ) b又はcの場合は、当該年度以降の交付額について、当該返還相当額を減額し、交付することができるものとする。
 - (イ) 市町村長は、集落協定代表者又は個別協定申請者から返還された交付額のうち知事から交付された額を道に返還するものとする。
- (2) 市町村及び農業委員会は、交付金を返還するような事態を防止するため、認定農業者等に利用権の設定等又は農作業の受委託をあっせんし、荒廃農地が生じないように指導することとする。
- 5 実施状況の確認

市町村は、集落協定又は個別協定に定められている事項の実施状況について次により確認する。

 - (1) 集落協定に定められた農業生産活動等及び多面的機能を増進する活動の実施状況の確認及び個別協定に定められた農業生産活動等の実施状況の確認については、別記6のとおりとする。
 - (2) (1)の確認は、当該年度の10月31日までに行うものとする。
 - (3) 市町村は、実施状況の確認において、集落協定又は個別協定で規定した取組が不十分(自然災害等による不可抗力の場合を除く。)な集落に対しては、取組の改善に向けた適切な指導・助言を行うものとし、改善が見込めない協定にあっては、その取組の内容に応じて第6の4の(1)のアの(ウ)から(コ)までの措置を講ずるものとする。
- 6 証拠書類の保管
 - (1) 市町村は、交付金の交付申請の基礎となった証拠書類及び交付に関する証拠書類を

交付金の交付が完了した日が属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

- (2) 交付金の交付を受けた者（集落協定にあっては、集落の代表者、個別協定にあっては、協定の認定を受けた認定農業者等をいう。）は、会計経理を適正に行うとともに、交付を受けた日が属する年度の翌年度から起算して5年間経理書類を保管しなければならない。

ア 市町村及び交付金の交付を受けた者は、次の証拠書類を保管するものとする。

(ア) 市町村

- a 予算書及び決算書
- b 交付金の交付から実績報告に至るまでの申請書類及び承認指令書類
- c 事業計画の認定申請書（これと併せて提出された協定書を含む。）及び認定書類
- d 5の農業生産活動等の実施状況の確認により作成された別記6の現地確認チェックリストの書類（参考様式第11号）
- e その他交付金に関する書類

(イ) 交付金の交付を受けた者

- a 集落協定代表者
 - (a) 第6の2の(4)のウにより市町村長より交付された事業計画認定書
 - (b) 金銭出納簿
 - (c) 領収書
 - (d) 協定に定められた活動を行ったことを記録した活動日誌等の書類
 - (e) 加算措置に係る取組の実績の根拠となる書類
- b 認定農業者等
 - (a) 第6の2の(4)のウにより市町村長より交付された事業計画認定書
 - (b) 交付金の受け取りを示す受領書

イ 事務の委託

集落協定は、交付金に係る事務の一部を行政書士等の当該集落協定以外の者に委託することができる。

なお、集落協定における事務負担が協定参加者の負担となっている場合には、必要に応じて、市町村は上記の委託の推進に努めるものとする。

ウ 会計経理の適正化

交付金の交付を受けた集落協定代表者は、次の事項に留意して会計経理を行うものとする。

- (ア) 交付金の経理は、独立の帳簿を設ける等の方法により、他の経理と区別して行うこと。なお、平成12年度から平成16年度までの間、平成17年度から平成21年度までの間、平成22年度から平成26年度までの間又は平成27年度から令和元年度までの間に交付された交付金を協定に定めた活動に支出する場合には、当該各期間に支出した交付金の経理と区分して行うこと。
- (イ) 交付金の使用は、集落協定に規定した内容に基づき行い、その都度領収書を受領しておくこと。また、集落協定の会計責任者は、個人ごとの支出状況や共同取組活動への支出内容が明確になる書類を整備しておくこと。
- (ウ) 金銭の出納は、金銭出納簿により行うこと。この場合、必要に応じて金融機関に預金口座等を設けること。
- (エ) 領収書等金銭の出納に関する書類は、日付順に整理しておくこと。
- (オ) 交付金によって取得価額が50万円以上の共有資産等を購入した場合は、共有資産管理台帳（参考様式第12号）、機械等利用管理規程（参考様式第13号）、機械等利用簿（参考様式第14号）の書類を整備しておくこと。

エ 抽出検査の実施

(ア) 総合振興局長等は、毎年度、対象協定の中から抽出して証拠書類等についての検査を行うとともに、必要に応じて現地確認を行うものとする。

なお、協定において交付金の不適切な運用が疑われる場合は、事前に通知を行わず、抜き打ちにて抽出検査を行うこととする。

(イ) 総合振興局長等は、抽出検査において、集落協定又は個別協定で規定した取組が不十分（自然災害等による不可抗力の場合を除く。）な集落があった場合、その集落及び市町村に対して取組の改善に向けた適切な指導・助言を行うものとし、市町村は改善が見込めない協定にあっては、その取組の内容に応じて第6の4の(1)のアの(ウ)から(コ)までの措置を講ずるものとする。

7 交付金交付の終了

交付金の交付は、次の(1)から(3)までのいずれかに掲げる場合には終了する。

- (1) 集落においては、担い手が規模拡大等により集落の中核として定着すること等により、本交付金の交付がなくても集落全体として農業生産活動等の継続が可能となり、荒廃農地のおそれがないと判断される場合
 なお、上記の想定される形態とは、次のとおりである。
 ア 集落に中核となる担い手がいなくても、農業生産活動を特定農業法人、生産組織等が安定的に担うという形態の実現
 イ 中核となる担い手に集落の相当程度の農地が集積され、これを残りの集落のメンバーが補完するという形態の農業生産活動の実現
 ウ 水路・農道等の管理などの共同作業については全戸で行われつつ、数戸の農家に土地利用型農業が集中され、残りの農家が高付加価値型農業を営むという集落ぐるみによる生産性の高い複合経営の実現
 エ 酪農については、個々の経営が負債から脱却し、フリーストール・ミルクパター方式等の生産性の高い技術の導入により所得を確保するとともに、単一又は複数の集落が新規参入者となりうる酪農ヘルパーや飼料生産のコストダウンに資するコントラクター組織の活用による安定的な生産形態の実現
- (2) 市町村においては、当該市町村内のほとんどの集落で(1)の状態となり、未達成集落の農用地について、達成集落の担い手が利用権の設定等又は基幹的農作業の受委託により農業生産活動等の継続が可能となり、荒廃農地の発生のおそれがないと判断される場合
- (3) 農業者においては、農業所得が札幌市の勤労者一人当たりの平均所得を上回る場合。
 (当該農業者が集落協定内において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手となっている場合及び当該農業者が個別協定により農用地を利用権の設定等又は基幹的農作業の受委託により農業生産活動等を行っている場合を除く。)
 なお、交付金交付の終了の対象とならない農業者のうち、集落協定内において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手となっている農業者は、当該農業者の対象農用地のうち自作地に対して交付される交付額の全てを集落の共同取組活動に充てる者又は当該農業者の対象農用地の全てが引受地である者とする。

第7 各種施策との連携

市町村は交付金の交付に当たっては、農地法、農振法、基盤強化法等関連諸制度との調和を図るとともに、次に掲げる施策と連携しつつ、担い手の育成及び荒廃農地の発生の防止等に努めるものとする。

- 1 担い手の育成・確保に関する施策
- 2 多様な人材や主体の活躍に関する施策
- 3 農地集積・集約化と農地の確保に関する施策
- 4 経営所得安定対策に関する施策
- 5 農業の生産基盤の整備に関する施策
- 6 農産物の生産体質強化、農産物の需要の動向に即した生産の誘導に関する施策
- 7 畜産経営の生産基盤の整備に関する施策
- 8 農村における環境整備及び生活の改善に関する施策
- 9 農村と都市との交流に関する施策
- 10 遊休農地の解消による優良農地の確保に関する施策
- 11 農地・農業用水等の資源の良好な保全とその質的向上に関する施策
- 12 自然環境の保全に資する農業生産活動の実施の推進に関する施策
- 13 地域の特色を生かした多様な取組による中山間地域等の振興に関する施策

第8 第三者機関の設置

道は、交付金の交付が計画的かつ効果的に推進されるよう市町村及び関係団体に助言するとともに、交付金の交付状況の点検、市町村の対象農用地の指定の評価、特認地域及び特認基準についての審査検討等を行う中立的な第三者機関として「北海道中山間地域等直接支払制度検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

第9 実施期間

実施期間は令和2年度から令和6年度までの5年間とする。

第10 助成措置

道は、毎年度、予算の範囲内において、市町村が第6の3の(1)の合計額の範囲内で集落代表者又は認定農業者等に交付金を交付するために要する経費のうち、第6の3の(2)のア及びイの表中①により算定された額に相当する額として直接支払いを実施する

市町村からの申請に基づき、市町村に交付金を交付する。

なお、交付金の交付を受けた市町村は、「交付金支払調書（参考様式第9号）」を作成の上、第6の3の(1)の合計額の範囲内で集落代表者又は認定農業者等に交付金を交付する。

第11 交付金の交付実績等の報告

市町村長は、毎年度、前年度の交付金の交付実績及び実施状況を「中山間地域等直接支払交付金交付実績等報告書(参考様式第5号)」により総合振興局長等に報告し、総合振興局長等は報告を取りまとめの上、「中山間地域等直接支払交付金交付実績等報告書(参考様式第6号)」により農政部長に5月10日までに提出する。

第12 実施状況の公表等

- 1 市町村長は、法第7条第6項の規定により同条第1項の事業計画の認定をしたときは、遅滞なく当該認定に係る事業計画の概要を公表する。
- 2 市町村は集落ごとの、道は市町村ごとの次に掲げる事項等を当該実施年度の翌年度の8月末日までに公表する。
 - (1) 集落協定の概要
 - (2) 協定農用地の基準別の面積及び交付額
 - (3) 集落協定締結数、個別協定締結数及び各集落等への交付額
 - (4) 農業生産活動等の実施状況
 - (5) 農業生産活動等の体制整備の実施状況
- 3 道及び市町村は、2の実施状況等の広報誌への掲載等のほか、道及び市町村で定められている情報公開に関する規定に基づき公表（個人又は法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについて、道及び市町村の判断によりその全部又は一部を公表しないこととしたものは除く。）する。

第13 交付金交付の評価

- 1 交付金の評価は、中間年評価及び最終評価とし、中間年評価については市町村が行う令和4年度の実施状況の確認に併せて令和5年8月末までに、最終評価については令和6年8月末までに実施する。
- 2 評価は、集落協定で規定した農業生産活動等として取り組むべき事項、集落マスタープランに定めた取り組むべき事項等の達成状況、自律的かつ継続的な農業生産活動等の進捗状況及び別記6における作物の栽培又は農用地の管理の適正な実施の確認方法等について行う。

この場合、市町村長は集落等の取組状況の評価し、その結果を総合振興局長等を経由して知事に報告することとする。
- 3 知事は市町村からの報告内容を検討会において検討し、評価するものとする。
- 4 市町村は、中間年評価において集落協定又は個別協定で規定した目標への取組が不十分（自然災害等による不可抗力の場合を除く。）な集落に対しては、取組の改善に向けた適切な指導・助言を行うものとし、改善が見込めない協定にあっては、第6の4の(1)のアの(ウ)から(ケ)までの措置を講ずるものとする。

第14 委任

交付金の交付の実施に関し必要な事項は、この要領に定めるもののほか、知事が別に定めることとする。

第15 令和2年度における交付金の交付に係る取扱いの特例

令和2年度については、第3に定める事業計画の認定前においても、農業生産活動等を促進するため、交付金の交付に係る取扱いの特例を定め、以下のとおり実施する。

- 1 令和元年度に集落協定の認定を受けていた集落又は個別協定の認定を受けていた認定農業者等は、令和2年度において事業計画の認定前の交付金の交付（以下「早期交付」という。）を希望する場合、早期交付申請書（参考様式第15号）を協定農用地の存する市町村長に提出する。なお、協定農用地が複数の市町村にまたがる場合は、協定農用地の存する市町村長にそれぞれ提出する。この場合、当該市町村長に提出する申請書には、他の市町村長に提出する申請書の写しを添付する。
- 2 市町村長は、前項により提出された早期交付申請書に記載された内容を確認し、令和元年度の実績からみて、令和2年度も事業を適切に実施することが確実であり、かつ早期交付が適切と認めるときは、早期交付申請承認書（参考様式第16号）を交付することをもって、当該早期交付を承認した旨を集落協定の代表者又は個別協定申請者に通知す

るとともに、交付金を早期交付する。

この場合、事業計画の認定がなされるまでの間、早期交付を受けた集落又は認定農業者等が行う早期交付による活動については、法第9条における認定農業者団体等が行う認定事業の実施とみなすことができる。

3 早期交付の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 市町村が道の交付金と合わせて一体化して早期交付する交付金の上限単価は、令和2年度において第6の3の(2)のアにより定められる額に0.8を乗じた額とする。また、早期交付する金額の基礎となる農用地面積は、令和元年度において実施した面積に0.5を乗じた面積を上限とする。
- (2) 事業計画の認定後に交付する金額は、要領第6の3に定める交付額から早期交付した金額を差し引いた金額とする。
- (3) 市町村長は早期交付に係る交付決定に当たり、交付の条件として、早期交付を受けた集落又は認定農業者等が、申請書の内容に従って適切に取組を進めるとともに、事業計画の申請を行い市町村長の認定を受けなければならないことを附するものとする。
- (4) 市町村長は、集落又は認定農業者等が8月31日（市町村長が第6の2の(4)の協定の認定に係る期限を延長した場合は、その期限）までに事業計画の申請を行わなかった場合は、2による承認の取り消し及び早期交付に係る交付決定の取り消しを行い、その差額を返還させるものとする。
- (5) 市町村長は、集落又は認定農業者等が早期交付を受けた金額が認定された事業計画において受けられる交付額を上回った場合は、交付申請の変更を行わせるとともに、2による承認の全部又は一部の取り消し及び、交付決定の変更を行い、その差額を返還させるものとする。

第16 電子情報処理組織による申請等

- 1 次に掲げる手続（以下「事務手続」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「eMAFF」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、eMAFFを使用する方法により事務手続を行う場合において、本実施要領の運用に基づき当該事務手続に添付すべきとされている書面について、当該書面等の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。
 - (1) 自然災害を受けた協定の申請者が行う第4の7の規定による復旧計画の提出
 - (2) 集落が行う第6の2の(4)アの規定による集落協定の認定申請
 - (3) 認定農業者等が行う第6の2の(4)イの規定による個別協定の認定申請
 - (4) 集落又は認定農業者等が行う第6の2の(4)オ(ア)の規定による協定の変更認定申請
 - (5) 集落又は認定農業者等が行う第6の2の(4)オ(イ)の規定による協定の変更の届出
 - (6) 市町村長が行う第10の規定による所要額調書の提出
 - (7) 市町村長が行う第11の規定による交付金の交付実績等の報告
- 2 1の規定により事務手続を行う場合は、本実施要領の運用の様式の定めにかかわらず、eMAFFにより提供する様式によるものとする。
- 3 1の規定による事務手続が行われた者に対する認定、通知等については、当該者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、eMAFFを使用する方法によることができる。
- 4 1の規定によりeMAFFを使用する方法により事務手続を行う場合は、eMAFFのサービス提供者が別に定めるeMAFFの利用に係る規約に従わなければならない。

附則

- 1 北海道中山間地域等直接支払交付金実施要領（令和2年5月19日付け農設第87号農政部長通知。以下「改正通知」という。）による改正前の北海道中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け農振第6号農政部長通知）に基づき、平成28年度から令和元年度までの間に認定された集落協定及び個別協定については、令和2年度以降の協定期間の残存部分について同実施要領に基づく交付金の交付は行わない。ただし、当該協定の対象農用地について、令和2年度から改正通知による改正後の北海道中山間地域等直接支払交付金実施要領に基づき新たに協定を締結する場合には、改正通知による改正後の北海道中山間地域等直接支払交付金実施要領の規定を適用する。この場合において、この場合において、改正通知による改正前の中山間地域等直接支払交付金実施要領第6の4の(1)の規定は適用しない。
- 2 市町村長は、特に必要があると認められる場合には、第6の2の(4)の協定の認定及び第6の5の実施状況の確認に係る期限の延長を行うことができるものとする。この場合において、市町村長は、総合振興局長等に対し、延長の措置を講じる旨を届け出るものとする。

- 3 改正通知による改正前の北海道中山間地域等直接支払交付金実施要領に基づき平成28年度から令和元年度までの間に認定された集落協定及び個別協定の取扱いについては、第12を除き、なお従前の例による。
- 4 改正通知によるの第6の1の(2)のアの(カ)の規定については、令和4年度から適用し、令和3年度については、なお従前の例によることとする。
- 5 改正通知によるの第6の4の(1)のイの(ア)のdの(g)規定については、令和5年3月15日から施行し、令和4年4月1日以降に行う取組について適用する。なお、この通知による改正前の本通知により返還した交付金については、なお従前の例による。
- 6 この要領は、令和5年4月1日から適用する。

(別記1)

一団の農用地の要件について

- 1 団地とは、一つの農用地又は物理的に連担している農用地をいう。この場合、連担とは、ほ場が直接又は畦畔、農道等を境に隣接していることをいう。団地は、中山間地域等直接支払交付金の対象農用地の適否を判定する単位である。
- 2 団地が以下の条件で区切れる場合には、当該団地の一部を区切って指定することができる。
 - (1) 傾斜が明確に変化している場合
 - (2) 道路を境界とする場合
 - (3) 水路を境界とする場合
 - (4) 河川を境界とする場合
 - (5) ため池等の水利掛かりを境界とする場合
 - (6) 小字界を境界とする場合
 - (7) 土地改良事業の実施範囲を境界とする場合
 - (8) 農業生産組織等の管理範囲を境界とする場合
- 3 一団の農用地とは、農用地面積が1ha以上の団地又は農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上のものをいう。

(別記2)

緩傾斜農用地のガイドラインについて

市町村長は、耕作放棄の発生を防止する観点から、次の事項を参考に緩傾斜農用地を対象とすることの可否、対象基準の設定及び緩傾斜農用地の対象範囲を定める。

1 急傾斜農用地と連担している場合

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地（勾配が田で1/20以上、畑、草地及び採草放牧地で15度以上）と物理的に連担（急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の緩傾斜農用地に限る。）している場合

2 緩傾斜という条件に、以下の農業生産条件の不利性が加わる場合（棚田地域振興法のみ に該当する地域は除く）

(1) 緩傾斜農用地の耕作放棄が高齢化の進行により進んでいる場合

緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率及び耕作放棄率が全国の中山間地域の平均以上とする（高齢化率：30%以上、耕作放棄率：田5%以上、畑（草地を含む。）

10%以上）。田及び畑が混在している場合には、耕作放棄率は次の式により算定される率以上とする。

$$(5\% \times \text{田面積} + 10\% \times \text{畑面積}) \div (\text{田面積} + \text{畑面積})$$

なお、高齢化率及び耕作放棄率の算出に使用する統計データ及び判定方法は実施要領第4の2の(4)のイに準ずるものとする。

(2) 土壌条件が著しく悪い場合等

(別記3)

対象農用地面積の測定について

- 1 団地面積には、畦畔及び法面面積を含める。
- 2 直接支払いの対象となる農用地面積は、団地及び筆ごとに次の方法により把握する。
 - (1) 団地ごとの面積
 - ア 国土調査による地籍図又は土地改良法に基づく区画整理事業に伴う確定測量図等（以下「地籍図等」という。）がある場合には、地籍図等に基づく台帳の合計面積とする。
 - イ アの地籍図等はないが、1/2,500程度以上の縮尺図面等がある場合には、当該図面等の図測により行うこととする。
 - ウ アの地籍図等及びイの図面等がない場合には、農林水産省測量作業規程（平成9年7月3日付け9構改D第463号構造改善局長通達）に準拠し、現地において実測する。
 - (2) 筆ごとの面積
 - ア 地籍図等がある場合には、地籍図等に基づく台帳の面積とする。
 - イ (1)のイ及びウの場合には、次の算式による。
$$\text{一筆の面積} = (1) \text{による団地の面積} \times \frac{\text{地籍図等以外の公的資料による当該筆面積}}{\text{地籍図等以外の公的資料による当該団地の面積}}$$
- 3 土地改良事業施行中の団地の農用地面積は、一時利用地に指定される以前にあっては、従前の面積とし、一時利用地に指定された以後にあっては、当該一時利用地の指定面積とする。
- 4 令和2年度の農用地指定の時点において1/2,500程度以上の縮尺図面等と同等以上の精度の測定手段を有しておらず、かつ、何らかの理由により実測が困難な場合には、精度の低い図面等による測定値を用いた指定を行うことは差し支えない。
ただし、当該団地については、交付金申請時まで1/2,500程度以上の縮尺図面等を用いた測定と同等以上の精度で検証し、交付金の申請を行うこととする。

(別記4)

勾配の測定について

1 勾配

- (1) 本交付金の対象基準を判定する勾配については、原則として、団地ごとに勾配を測定するための測定単位を設け、平均的な傾斜（以下「主傾斜」という。）により判定するものとする。測定方法は、測定単位内で設定する主傾斜となる法線（以下「測定法線」という。）で行い、勾配を分数表示で算出するとともに、水田以外の地目は度数表示に換算する。
- (2) 地形変化等により団地ごとの勾配が1つの法線では測定できない場合等には、団地内に複数の測定単位を設けることができる。

2 勾配の測定方法

- (1) 勾配の測定方法は、原則として現地にて実測することとするが、測定作業の簡便化を図る等の観点から、図上により測定を行うことができる。
ただし、団地の勾配が、交付金の対象基準からみて、傾斜区分の内外付近の傾斜である場合には、必要に応じて農林水産省測量作業規程に準拠して現地において実測を行う。
- (2) 図上により測定を行う場合（1/2,500程度以上の縮尺による場合）には、測定単位内で測定法線が等高線におおむね直角に交わる方向で測定する。
地形変化等により団地内に複数の測定単位が存在する場合には、各測定単位の勾配を各測定単位に属する農用地面積で加重平均することにより団地の主傾斜を算定する。その場合、各測定単位の勾配を分数表示（分母表示の小数第一位まで）した上で加重平均し算出する。
ただし、1団地内において傾斜が何方向に分かれるなど傾斜方向が特定できず、複数の測定単位を設けて加重平均することが困難な場合には、特例的に測定単位界の最高地点と最低地点を結ぶ測定法線が最長距離となるものにより測定することができる。この場合、測定法線が測定単位の大きさを大幅に下回る場合には、測定単位を細分割する。また、明らかに田で1/20（畑で15度）以上であるときは、当該最長距離となるものにより測定することができる。
- (3) 大きな団地で勾配を測定する場合には、測定単位を格子状（メッシュ）に細分割し、各測定単位の勾配を各測定単位に属する農用地面積で加重平均することにより団地全体の主傾斜を算出する。
- (4) 団地内に異なる地目が存在する場合には、原則として地目ごとに団地を細分割し勾配を測定する。ただし、団地内に異なる地目が混在する場合にあっては、当該団地を一つの測定単位として主傾斜を測定し、地目に関係なく田も畑も同一の勾配を適用することができる。
- (5) 勾配の判定に際しては、分数表示の場合にあっては分母数字の小数第一位を切り上げ、また、度数表示の場合にあっては小数第一位を切り捨てることとする。

(別記5)

集落の自律的な農業生産活動等の体制整備のガイドライン

集落の自律的な農業生産活動等の体制整備の目標（おおむね10～15年後の実現を目途とした目標）は地域の実情に即して、次に示す、体制整備の方向を参考とする。

- 1 集積対象者を核とした農業生産活動等との体制整備（核となる集積対象者が育成される可能性のある集落の場合）
 - (1) 核となる集積対象者（農地所有適格法人、生産組織、認定農業者、農作業の受委託組織（第三セクター、コントラクター等）等）の育成及び当該集積対象者への農用地の集積
 - (2) (1)の集積対象者と集落内の他の高齢農家等との有機的連携
- 2 集落ぐるみの農業生産活動等の体制整備（既に集落を基礎とした営農組織を実践している集落や核となる集積対象者が育成される見通しがなく兼業農家が主の集落の場合）
 - (1) 集落を基礎とした営農組織の構築・充実
 - (2) 特定農業法人化
 - (3) 定年帰農者等を活かした継続的な営農体制整備
- 3 その他地域の実情に即した持続的な農業生産活動等の体制整備（小規模・高齢化集落等自力だけでは将来の農業生産活動等の継続が危ぶまれる集落の場合）
 - (1) 活力がある周辺集落との連携
 - (2) NPO法人や地域外の集積対象者等との連携（棚田等の農村景観を活用したグリーン・ツーリズムの推進等）
 - (3) 複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う、農村型地域運営組織の形成

(別記6)

集落協定及び個別協定の実施状況の確認について

交付金の交付に当たっては、毎年度、集落協定及び個別協定の対象となる特定農用地の農業生産活動等の実施を確認するものとし、その確認事項、確認方法及び事務処理は以下のとおりとする。

なお、実施状況の確認に当たって、協定において交付金の不適切な運用が疑われる場合は、事前に通知を行わず、抜き打ちにて確認を行うこととする。

1 確認事項及び確認方法

確認事項及び確認方法については、次に掲げるとおりとする。

確認事項	確認方法
1 作物の栽培又は農用地の管理の適正な実施	集落協定及び個別協定で規定している行為の実施状況並びに第6の2の(1)のアの(キ)「交付金の使用方法」の規定について、現地見回り、農地法第30条第1項に規定する利用状況調査に関する調査結果、写真(航空写真含む)、衛星画像、航空機(無人航空機含む)、現地の状況を把握できる資料、関係資料等により確認。所有権移転、賃貸借等については農地法第3条の許可又は農地利用集積計画の公告、農作業受委託契約書で確認
2 集落協定で定めている多面的機能を増進する活動の実施	現地見回り又は関係資料等により確認
3 集落協定で定めている農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項の実施	現地見回り又は関係資料等により確認
4 加算措置	目標の達成状況について、現地見回り又は関係資料等により確認 集落協定広域化加算においては、上記に加え、地域の活性化を担う人材の定着等の取組について、現地確認又は関係資料等により確認
5 受給額	実施要領第6の3の(5)の規定の確認(交付金の受け取りを示す受領書による確認)
6 農業所得及び中核的リーダー	農業所得は第6の1の規定について関係資料等により確認 中核的リーダーは第6の1の(2)のアの(オ)の規定について現地見回り又は関係資料等により確認

2 確認事務処理

1の確認事項及び確認方法の事務処理については、以下のとおり行う。

(1) 書類審査

① 集落協定の場合

ア 一団の農用地について第4の2の(1)から(6)の基準に基づく審査

イ 一農業者等当たりの交付金の受給額について第6の3の(5)の規定に基づく審査

ウ 棚田地域振興活動加算について第6の3の(2)のイの(ア)の規定に基づく審査

エ 超急傾斜農地保全管理加算について第6の3の(2)のイの(イ)の規定に基づく審査

- オ 集落協定広域化加算について実施要領第6の3の(2)のイの(ウ)の規定に基づく審査
- カ 集落機能強化加算について第6の3の(2)のイの(エ)の規定に基づく審査
- キ 生産性向上加算について第6の3の(2)のイの(オ)の規定に基づく審査
- ② 個別協定の場合
 - ア 協定農用地について実施要領第4の2の(1)から(4)まで及び(6)の基準に基づく審査
 - イ 協定農用地の権利等の設定期間が有効であるか。
 - ウ 一農業者等当たりの交付金の受給額について実施要領第6の3の(5)の規定に基づく審査
 - エ 超急傾斜農地保全管理加算について実施要領第6の3の(2)のイの(イ)の規定に基づく審査
- (2) 確認野帳の作成

市町村は、現地確認を円滑に実施するため、集落協定及び個別協定に定められた農業生産活動等の現地確認に必要な事項について、「年度集落協定の協定農用地確認野帳(参考様式第7号)」及び「年度協定農用地確認野帳(個別協定用(参考様式第8号))」を作成する。
- (3) 関係機関への協力要請

市町村は、現地確認を円滑に実施するため、関係機関への協力を要請することができる。
- (4) 確認図面等の整備

市町村は、現地確認を円滑に行うため、協定農用地が確認可能な1/2,500程度以上の縮尺の確認図面を整備する(実施要領第6の2の(1)のアの(オ)の表に示される実施区域位置図を活用することもできる。)
- (5) 現地確認

現地見回りは、以下のとおり行うものとし、その他の方法により現地確認を行う場合は、必要に応じて以下に準じて行う。

 - ① 農業者等への連絡

現地確認の実施に当たっては、市町村は、現地確認の日時及び確認方法等について、農業者等にあらかじめ連絡して行う。
 - ② 現地での調査及び確認
 - ア 現地確認は、協定農用地ごとに(2)の確認野帳により所要の事項を確認するとともに、協定に規定された農業生産活動等の実施状況について、適切に実施されているかどうかを調査及び確認する。
 - 現地確認の実施に当たっては、市町村は、確認野帳の記の1から4までの各項目について、協定農用地ごと(水路・農道等の管理にあつては施設ごと、多面的機能を増進する活動にあつては活動ごと)に現地確認チェックリスト(参考様式第11号)によりその現状を確認した上で、確認野帳に必要事項を記入するものとする。
 - イ 現地確認に当たっては、農業者等の立会を求めることができる。
- (6) 確認結果の通知

市町村は、(5)の現地確認終了後、集落協定代表者及び個別協定申請者に対し、(5)の②のアの確認野帳の写しを送付する。

(参考様式第1号)

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画（記載例）

〇〇市（町、村）

1～4（略）

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

(記 載 例)

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1 ha 以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1 ha 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 ha 以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在し全てが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。

なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

(特定農山村法等の指定地域を記入)

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率 70%以上の地域の草地

(エ) 市町村長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

(北海道中山間地域等直接支払交付金実施要領(以下、「実施要領」という。)
別記2の緩傾斜農用地のガイドラインに基づき指定する場合)

(a) 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合(この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。)

(b) 緩傾斜という条件に別の農業生産条件の不利性が加わる場合(棚田地域振興法のみ該当する地域は除く。)

(i) 緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合

緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率・耕作放棄率の両者が全国平均以上とする(高齢化率:30%以上、耕作放棄率:田5%以上、畑(草地含む。)10%以上)

- (ii) 土壌条件が著しく悪い場合
- (iii) その他
(実施要領別記2の緩傾斜農用地のガイドラインを参考に市町村が独自に基準を定める場合(例))
- (a) 1/50以上、10度以上の傾斜農用地を対象(棚田地域振興法のみ該当する地域を除く。)
- (b) 市町村長の独自の基準(急傾斜の田に混在している場合の緩傾斜の畑等)
- (c) 緩傾斜農用地を全て対象(棚田地域振興法のみ該当する地域を除く。)
- b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地(棚田地域振興法のみ該当する地域は除く。)
急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率：40%以上、耕作放棄率：田8%以上、畑(草地含む。)15%以上の農地
- (オ) 知事が地域の実態に応じて指定する地域

2 集落協定の共通事項

注1 協定構成員の事務軽減のため、必要に応じて、事務の委託の促進を図るものとする。

注2 集落協定による共同取組活動を通じて耕作放棄を防止するとの観点から、交付金額のおおむね1/2以上が集落の共同取組活動に使用されることが望ましい。

3 対象者

認定農業者に準ずる者とは、例えば、〇〇町の〇〇農業振興方針に定められた者など地域の実情に合わせて市町村長が認定する者とする。

4 その他必要な事項

上記のほか、市町村が、地域の実情に応じて、集落協定に盛り込むべき事項があると判断する場合には、当該事項を記載する。

〔 土地改良通年施行に係る事業の概要、現に災害を受けている農用地の災害復旧事業の概要及び田から畑への地目変換等必要な事項について、記述するものとする。 〕

番 号
年 月 日

市町村長 様

農業者団体等の名称
代表者の氏名

多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定 [変更の認定] の申請について

このことについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第1項 [第8条第1項] の規定に基づき、下記関係書類を添えて認定を申請する。

- 1 事業計画
- 2 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書
 - 1号事業（多面的機能支払交付金）
 - 2号事業（中山間地域等直接支払交付金）
 - 3号事業（環境保全型農業直接支払交付金）

- 3 その他
 - 道の同意書の写し（道営土地改良施設の管理）

※ 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）第5条第1項に規定する活性化計画が作成されている場合であって、その添付書類として、多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請（変更の認定の申請の場合も含む。）に必要な上記1から3までに掲げる書類が既に市町村長に提出されているときは、これらの書類の添付を省略することができる。

- ※に該当するため、書類の添付を省略する。

< 施行注意 >

変更の認定の申請の場合は、 [] 内の記載に置き換えるものとする。

多面的機能発揮促進事業に関する計画（記載例）

〇〇年〇月〇日

〇〇〇組織

代表者氏名

1 多面的機能発揮促進事業の目標

(1). 現況

(例) 本地域は、振興山村に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2). 目標

(例) 1を踏まえ、本地域では、機械の共同利用や農作業の共同化にも取り組み、農業生産活動を継続することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2 多面的機能発揮促進事業の内容

(1) 多面的機能発揮促進事業の種類及び実施区域

① 種類（実施するものに○を付すこと。）

1号事業（多面的機能支払交付金）	
	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号。以下「法」という。）第3条第3項第1号イに掲げる施設の維持その他の主として当該施設の機能の保持を図る活動（以下「イの活動」という。） （農地維持支払交付金）
	法第3条第3項第1号ロに掲げる施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動（以下「ロの活動」という。） （資源向上支払交付金）
○	2号事業（中山間地域等直接支払交付金）
	3号事業（環境保全型農業直接支払交付金）
	4号事業（その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業）

② 実施区域

別添の中山間地域等直接支払交付金に係る集落協定（以下、「集落協定」という。）「（別添1）実施区域位置図」のとおり。

※ 中山間地域等直接支払のうち集落協定に基づく活動を行う場合

別添の中山間地域等直接支払交付金に係る個別協定（以下、「個別協定」という。）「（別紙様式7）協定農用地の概要」に記載のとおり。

※ 中山間地域等直接支払のうち個別協定に基づく活動を行う場合

(2) 活動の内容等

② 2号事業

1) 農業生産活動の内容

- ・集落協定「第3 協定対象となる農用地」に記載のとおり。
※ 集落協定に基づく活動を行う場合
- ・個別協定「(別紙様式6) 経営規模及び農業所得調書」の「1 経営規模」に記載のとおり。
※ 個別協定に基づく活動を行う場合

2) 農業生産活動の継続的な実施を推進するための活動

- ・集落協定「第4 集落マスタープラン」、「第5 農業生産活動等として取り組むべき事項」、「第8 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項」及び「第9 加算措置適用のために取り組むべき事項」に記載のとおり。
※ 集落協定に基づく活動を行う場合
- ・個別協定「(別紙様式7) 協定農用地の概要」に記載のとおり。
※ 個別協定に基づく活動を行う場合

3 多面的機能発揮促進事業の実施期間

- ・集落協定「I. 地区の概要」の「1. 活動期間」のとおり。
※ 中山間地域等直接支払のうち集落協定に基づく活動を行う場合
- ・個別協定の認定日から4年経過後の最初の3月31日までの期間。
※ 中山間地域等直接支払のうち個別協定に基づく活動を行う場合

4 農業者団体等の構成員に係る事項

- ・集落協定「(別添2) 構成員一覧」に記載のとおり。
※ 中山間地域等直接支払のうち集落協定に基づく活動を行う場合
- ・個別協定「(別紙様式7) 協定農用地の概要」に記載のとおり。
※ 中山間地域等直接支払のうち個別協定に基づく活動を行う場合

〈施行注意〉

記入内容が集落協定もしくは個別協定と重複する場合は、「2 (1) ②実施区域」、「2 (2) 活動の内容等」、「3 多面的機能発揮促進事業の実施期間」及び「4 農業者団体等の構成員に係る事項」の記入を省略することも可能とする。

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書
(中山間地域等直接支払に係る集落協定)

ふりがな	
組織名	
ふりがな	
代表者氏名	
ふりがな	
所在地	

I.	地区の概要（共通）
----	-----------

<活動の計画>

<input type="checkbox"/>	II. 1号事業（多面的機能支払）	別紙
<input checked="" type="checkbox"/>	III. 2号事業（中山間地域等直接支払）	別紙1
<input type="checkbox"/>	IV. 3号事業（環境保全型農業直接支払）	別紙
<input type="checkbox"/>	V. その他多面的機能の発揮の促進に資する事業に係る計画書	別紙

(注) 該当する活動にチェックし、取り組む活動の別紙のみ添付すること

I. 地区の概要

※ 以下、(多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払)をそれぞれ(多面支払、中山間直払、環境直払)と一部で表示

1. 活動期間

	活動開始年度 (計画認定年度)	活動終了年度	交付金の 交付年数	計画変更	計画変更
農地維持支払	年度	年度	年	年度	年度
資源向上支払 (共同)	年度	年度	年	年度	年度
資源向上支払 (長寿命化)	年度	年度	年	年度	年度
中山間直接	年度	年度	年	年度	年度
環境直払	年度	年度	年	年度	年度

2. 実施区域内の農用地、施設

協定農用地面積 又は認定農用地 面積※1	計								遊休農地 面積	年当たり 交付金額 上限	
	田		畑		草地		採草放牧地				
多面支払	a		a		a		a		a	a	円
中山間 直払	a		a		a		a		a	a	円
	傾 斜		傾 斜		傾 斜		傾 斜				
農地 面積	環境 直払※2								a	円	

※1 多面支払の認定農用地面積は、集落が管理する農用地面積を記載する。

※2 環境直払に取り組む場合は、IVの4の交付金額の取組面積の合計及び年当たり交付金額上限の合計を記載するものとする。

農業用施設 (多面支払)	水路	農道	ため池
		km	km
うち、資源向上支払 (長寿命化)の対象施設	km	km	箇所

※ 延長は、小数点以下第1位まで記入する。

3. 実施区域位置図

別添1「実施区域位置図」のとおり

4. 組織構成員一覧

別添2「構成員一覧」のとおり

※ 多面支払のみに取り組む場合は、活動組織規約の別紙「構成員一覧」に代えることができる。

5. 多面支払と中山間直払交付金との重複面積

重複面積 (多面支払・中山間直払)
a

※ 多面支払の活動計画書及び中山間直払の集落協定に位置づけられている施設等については、多面支払の活動組織により活動を実施し、また、多面支払の交付金を充てることとする。

< 施行注意 >

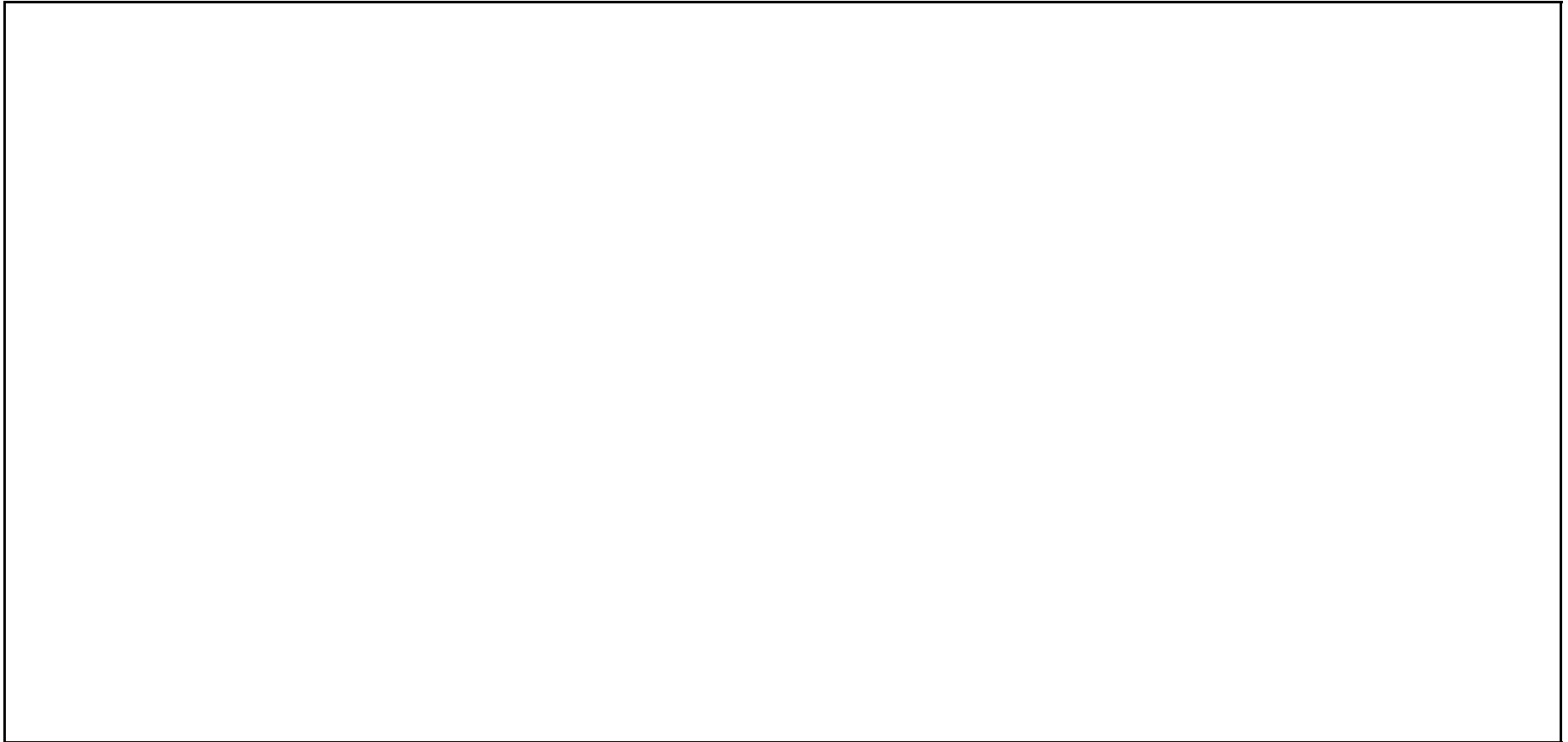
計画書の変更の際には、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を（ ）書で上段に記載するものとする。

(別添1)

実施区域位置図

組織名称：_____

(1号事業 (多面支払) 2号事業 (中山間直払) 3号事業 (環境直払))



(別添2)

構成員一覧

年 月 日

役職名	氏名 (代表者名、 団体名)	住所	多面的機能 支払		中山間地域等 直接支払			環境保全型農業直接支払	
				分類 番号		分類 記号	年齢 分類 記号		他の市町村で環境 保全型農業直接支 援を実施している 場合は、その市町 村名を全て記載

多面的機能支払分類番号リスト

農業者	個人として参加	1	農業者個人
	団体として参加	2	農事組合法人
		3	営農組合
		4	その他の農業者団体
農業者以外	個人として参加	5	農業者以外個人
	団体として参加	6	自治会
		7	女性会
		8	子供会
		9	土地改良区
		10	JA
		11	学校・PTA
		12	NPO
		13	その他の農業者以外団体

中山間地域等直接支払分類記号リスト

農業者(人)	A	交付農用地を持つ農業者
	B	交付農用地を持たない農業者
法人	C	農地所有適格法人
	D	特定農業法人
	E	その他法人(NPO法人、公益法人等)
農業生産組織	F	機械・施設共同利用組織
	G	農作業受委託組織
	H	栽培協定
	I	その他の組織
その他	J	土地改良区
	K	水利組合
	L	非農業者(人)
	M	その他

年齢分類記号リスト

ア	39歳以下
イ	40～44歳
ウ	45～49歳
エ	50～54歳
オ	55～59歳
カ	60～64歳
キ	65～69歳
ク	70～74歳
ケ	75～79歳
コ	80歳以上

注1：「多面的機能支払」「中山間地域等直接支払」及び「環境保全型農業直接支払」の欄は、各支払に取り組む者に○印を記入。

注2：多面的機能支払に取り組む場合は、「分類番号」を分類番号リストの1～13から選択。

注3：「農業者」とは、協定に位置付けられている農用地において農業生産活動等(多面的機能支払においては、耕作又は養畜)を実施する農業者又は団体である。

注4：中山間地域等直接支払の場合には、「分類記号」を分類記号リストA～Mから選択するとともに、「年齢分類記号」を年齢分類記号リストのア～コから選択。

注5：他の市町村で環境保全型農業直接支払を実施している場合は、その市町村名を全て記載すること。

(別紙1)

2号事業様式
(中山間地域等直接支払交付金)

第1 集落協定の実施体制

1 集落協定の管理体制 (構成員の役割分担)

役職名等	氏名	役職名等	氏名
代表者			
書記担当			
会計担当			
共同機械担当			
土地改良施設担当			
法面点検担当			

注) 事務作業が一部の者に集中して過大な負担となっていないか、事務作業を担う者への報酬が適正な水準となっているか等について、協定参加者で確認すること。

2 集落協定上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として指定する者

氏名	実施要領の第6の1の(2)の アの(オ)の役割	活動の対象地区又は 施設	活動内容

当該協定における中核的リーダーの協定参加者に占める割合

中核的リーダーの人数 (人)	協定参加者数 (人)	協定参加者に占める中核的リーダーの割合 (%)

注) 協定参加者に占める中核的リーダーの割合は、中核的リーダーの人数を協定参加者数で除した率とする。

第2 農用地の管理方法

以下の項目のうち該当項目に○印を記入

該当	内容
(1) 農用地	
	①耕作者が農作業を継続できなくなった場合には、速やかに農業委員会のあっせんを受ける。
	②農業公社が受託する。
	③集落協定参加者が協定内容に従って管理する。
	④その他 ()

該当	内容
(2) 水路・農道等	
	①協定参加者全員で泥上げ、草刈りを行う。
	②集落申し合わせ事項により定期的な除草等の作業を行う。
	③その他 (別途の規約)

第3 協定対象となる農用地

(基本分)

(単位：㎡、円)

項目	田				畑				草地				採草放牧地				
	協定農用地面積	面積	交付基準(傾斜等)	上限単価	交付上限額	面積	交付基準(傾斜等)	上限単価	交付上限額	面積	交付基準(傾斜等)	上限単価	交付上限額	面積	交付基準(傾斜等)	上限単価	交付上限額
協定全体																	
計																	

注) 交付上限額は、面積×上限単価とする。

(加算措置に取り組む場合)

1 棚田地域振興活動加算

棚田地域振興活動加算						
面積 (㎡)				上限単価 (円/10a)	面積×上限単価 (円)	加算上限額 (円)
田 1/20以上	畑 15度以上	田 1/10以上	畑 20度以上			
				10,000		
				9,000		
				14,000		
				13,000		

注1) 上限単価 (円/10a) は、同一農用地に最初に適用される加算以外の加算については、1,000円を減じた額とする。

注2) 面積×上限単価 (円) は、面積 (㎡) の千分の一の値に上限単価 (円/10a) を乗じた額とする。

注3) 加算上限額 (円) は、面積×上限単価 (円) の合計額とする。

2 超急傾斜農地保全管理加算

超急傾斜農地保全管理加算				
面積 (㎡)		上限単価 (円/10a)	面積×上限単価 (円)	加算上限額 (円)
田 1/10以上	畑 20度以上			
		6,000		
		5,000		

注1) 上限単価 (円/10a) は、同一農用地に最初に適用される加算以外の加算については、1,000円を減じた額とする。

注2) 面積×上限単価 (円) は、面積 (㎡) の千分の一の値に上限単価 (円/10a) を乗じた額とする。

注3) 加算上限額 (円) は、面積×上限単価 (円) の合計額とする。

3 集落協定広域化加算

集落協定広域化加算							
面積 (㎡)				上限単価 (円/10a)	面積×上限 単価 (円)	面積×上限 単価の計 (円)	加算上限額 (円)
田	畑	草地	採草放牧地				
				3,000			
				2,000			

注1) 上限単価 (円/10a) は、同一農用地に最初に適用される加算以外の加算については、1,000円を減じた額とする。

注2) 面積×上限単価 (円) は、面積 (㎡) の千分の一の値に上限単価 (円/10a) を乗じた額とする。

注3) 加算上限額 (円) は、面積×上限単価の計 (円) 及び200万円のうち、いずれか低い額とする。

複数集落の統合状況

連携した集落名	既協定	対象農用地面積
合計		

注) 第4期対策に取り組んでいた集落は既協定欄に○を記載する。

4 集落機能強化加算

集落機能強化加算							
面積 (㎡)				上限単価 (円/10a)	面積×上限 単価 (円)	面積×上限 単価の計 (円)	加算上限額 (円)
田	畑	草地	採草放牧地				
				3,000			
				2,000			

注1) 上限単価 (円/10a) は、同一農用地に最初に適用される加算以外の加算については、1,000円を減じた額とする。

注2) 面積×上限単価 (円) は、面積 (㎡) の千分の一の値に上限単価 (円/10a) を乗じた額とする。

注3) 加算上限額 (円) は、面積×上限単価の計 (円) 及び200万円のうち、いずれか低い額とする。

5 生産性向上加算

生産性向上加算							
面積 (㎡)				上限単価 (円/10a)	面積×上限 単価 (円)	面積×上限 単価の計 (円)	加算上限額 (円)
田	畑	草地	採草放牧地				
				3,000			
				2,000			

注1) 上限単価 (円/10a) は、同一農用地に最初に適用される加算以外の加算については、1,000円を減じた額とする。

注2) 面積×上限単価 (円) は、面積 (㎡) の千分の一の値に上限単価 (円/10a) を乗じた額とする。

注3) 加算上限額 (円) は、面積×上限単価の計 (円) 及び200万円のうち、いずれか低い額とする。

第4 集落マスタープラン（必須事項）

1 集落における将来像

集落の目指すべき将来像に○印を記入する（複数可）。

目指すべき将来像	
<input type="checkbox"/>	①将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築
<input type="checkbox"/>	②協定の担い手となる新たな人材の育成・確保
<input type="checkbox"/>	③協定参加者それぞれが、作物生産、加工・直売等さまざまな工夫により再生産可能な所得を確保
<input type="checkbox"/>	④その他（自由記載）

注) ④を選択する場合は将来像を記載。

2 将来像を実現するための目標と活動計画

集落の目指すべき将来像を実現するための活動方策について○印を記入する（複数可）。また、活動方策に対する5年間の活動計画（目標）を記載する。

活動方策	活動計画（目標）
<input type="checkbox"/> 機械・農作業の共同化等営農組織の育成	
<input type="checkbox"/> 高付加価値型農業	
<input type="checkbox"/> 農業生産条件の強化	
<input type="checkbox"/> 担い手への農地集積	
<input type="checkbox"/> 担い手への農作業の委託	
<input type="checkbox"/> 新規就農者等による農業生産	
<input type="checkbox"/> 地場産農産物等の加工・販売	
<input type="checkbox"/> 消費・出資の呼び込み	
<input type="checkbox"/> 共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備	
<input type="checkbox"/> その他（自由記載）	（自由記載）

注) 体制整備単価の取組を行う協定については、第8との整合を図ること。

第5 農業生産活動等として取り組むべき事項

1 農用地に関する事項

以下の項目から1項目以上（2で管理の対象とする水路・農道等が、多面的機能支払交付金実施要綱別紙1第5の2に基づく活動計画に定める施設と同一である場合は、2項目以上）を選択する。

多面的機能支払交付金実施要綱別紙1第5の2に基づく活動計画に定める施設と同一。

該当	具体的に取る行為
	①耕作放棄されそうな農用地については、集落内外の担い手農家や第3セクター等による利用権の設定等や農作業の委託を行う。
	②既荒廃農地を協定農用地に含める場合には、荒廃農地の復旧、畜産的利用又は林地化を行う。
	③既荒廃農地を協定農用地に含めない場合には、協定農用地に悪影響を与えないよう草刈り、防虫対策等の保全管理を行う。
	④農地法面の崩壊を未然に防止するため、集落内の担い手を中心に定期的な点検を行う。
	⑤協定農用地への柵、ネット等の設置等により鳥獣害防止対策を行う。
	⑥限界的農地については、林地化等(そのための買い上げを含む。)を行う。
	⑦作業道の設置、排水改良等簡易な基盤整備を行う。
	⑧協定農用地における農業生産活動が維持されるよう担い手（認定農業者、これに準ずるものとして市町村長が認定した者、第3セクター、特定農業法人、農業協同組合、生産組織等）を確保する。
	⑨集落の新たな雇用創出や地域経済の活性化に資する地場農産物の加工・販売を行う。
	⑩その他（土地改良事業、災害復旧及び地目変換（田から畑等へ）等）

2 水路・農道等の管理方法（①②について該当する取組に○印を記入（複数可））

具体的に取る行為	
①水路	ア) 水路清掃（ ）、イ) 草刈り（ ）、ウ) その他（ ）
②農道	ア) 簡易補修（ ）、イ) 草刈り（ ）、ウ) その他（ ）
③その他	

第7 交付金の使用方法等

- 1 交付金は、集落を代表して が市町村より受け取る。
- 2 次の通り支出する。（詳細は別紙1 附帯説明資料のとおり）

項 目		金 額 (円)	
			うち、前年度からの繰越額
共同 取組 活動	①役員等の各担当者の活動に対する経費		
	②農業生産活動等の体制整備に向けた活動等の集落マスタープランの将来像を実現するための活動に対する経費		
	③水路、農道等の維持・管理等集落の共同取組活動に要する経費		
	④農用地の維持・管理活動を行う者に対する経費		
	⑤毎年の積立額又は次年度への繰越予定額（3のとおり）		
	合計		

(a) (b)

3 交付金の積立・繰越に係る計画

① 交付金の積立

(ア) 積立計画

	年度	年度	年度	年度	年度
積立予定額					
積立累計額	-				

(イ) 取り崩し予定等

○ 取り崩し予定年度： 年度（協定期間内）

○ 取り崩し予定年度における積立累計額： 円

○ 用途：
に要する経費（具体的に記入）

② 次年度への繰越

○ 繰越予定年度： 年度（当該年度の翌年度）

○ 繰越予定額： 円

○ 用途：
に要する経費（具体的に記入）

4 次のとおり支出する。

個人配分分	金 額	
		(配分割合： <input type="text"/> %)

(c)

※ 【参考】 (円)

a 欄 b 欄 c 欄 当該年度交付金額

- + =

【体制整備単価の場合に使用】

第8 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項（体制整備単価交付必須事項）
集落戦略を作成する。

該 当	取 り 組 む べ き 事 項
	別紙様式2に定める集落戦略を令和6年度までに作成する。

【加算措置の場合に使用】

第9 加算措置適用のために取り組むべき事項（加算措置必須要件）

次の活動のうち集落として取り組む項目に○印を記入するとともに、取組期間、現状及び達成目標について具体的に記載し、実施する。

該 当	項 目	取組期間	現 状	達 成 目 標
	①棚田地域振興活動加算	年度～ 年度		
	②超急傾斜農地保全管理加算	年度～ 年度		
	③集落協定広域化加算	年度～ 年度		(人材の確保後記入) 氏名等 ○○ ○○
	④集落機能強化加算	年度～ 年度		
	⑤生産性向上加算	年度～ 年度		

注1) 現状は、取組期間の開始年度における地域の現状を記載する。

注2) 達成目標は、取組期間の最終年度までに達成される地域の現状を踏まえた定量的な目標を記載する。なお、②については、取組期間の最終年度までに達成される地域の現状を踏まえた目標を記載する。

年度 集落協定の共同取組活動計画

協定名：

(単位：円)

項目	取組内容	具体的取組内容・交付金使途	時期	事業量	積算基礎	支出額	（単位：円）			備考
							うち当該年度交付金の共同取組活動分	うち前年度からの積立（繰越）額	うち利息等 その他収入	
①役員等の各担当者の活動に対する経費										
小計										
②農業生産活動等の体制整備に向けた活動等の集落マスタープランの将来像を実現するための活動に対する経費										
小計										
③水路、農道等の維持・管理等集落の共同取組活動に要する経費										
小計										
④農用地の維持・管理活動を行う者に対する経費										
小計										
⑤毎年の積立額又は次年度への繰越予定額										
(1) 積立 ※第7の3の①の使途詳細を記入										
(2) 繰越 ※第7の3の②の使途詳細を記入										
小計										
合計						0	0	0	0	

(注) 前年度から変更がある場合は、変更内容について、備考欄に記載すること。

上記表は以下の表に従って記載するものとする

項目		概要		
(1) 農用地の内訳等	①複数の加算の交付を受ける場合の加算を適用する順序	右の選択肢より記入	棚田地域振興活動加算	
			超急傾斜農地保全管理加算	
			集落協定広域化加算	
			集落機能強化加算	
			生産性向上加算	
	②農業生産活動等の体制整備の取組（集落戦略の作成）の有無		該当するものに○を記入	
	③現況	地域区分	右の選択肢より記入	通常地域（5法内） 通常地域（5法以外で棚田法の交付対象農用地） 特認地域
		一団の農用地名	一団の農用地名を記入	
		団地名	団地名を記入	
		地番	地番を記入	
		地目	右の選択肢より記入	田 畑 草地 採草放牧地
		面積（㎡）	面積を記入	
		交付基準（傾斜等）	右の選択肢より記入	急傾斜 緩傾斜 小区画・不整形 草地比率の高い草地 高齢化率・耕作放棄率 特認基準 交付対象外（混在地） 交付対象外（混在地以外） 協定に含めない管理すべき荒廃農地
		棚田地域振興農地のうち超急傾斜農地	該当する農用地に○を記入	
		④基礎・体制整備単価	10a当たりの単価（円）	基礎・体制整備単価の10a当たりの単価を記入
交付額（円）			基礎・体制整備単価の交付額を記入	
⑤加算の適用	第1～第5順位加算	定めた加算の順位に基づき、該当する加算に○を記入		
⑥農用地の管理	農用地の現況	右の選択肢より記入	耕作地 維持管理農用地 荒廃農地 限界的農用地 被災地 土地改良通年施行実施農用地 その他（具体的に記入）	
	具体的活動内容	農用地での活動内容を記入		
	⑦管理者	農用地の管理者を記入		
(2) 集落戦略	⑧個人配分を受ける所得超過者の引受地	該当するものに○を記入（別紙様式7と整合を図る）		
	農用地の将来像（6～10年後を想定して記入）	該当するものに○を記入		

2. 集落戦略（集落の将来像）

2-1 協定農用地の将来像を踏まえた集落の現状（複数可）

集落の現状	担い手の詳細								
	担い手等が確保できており、耕作を継続していく								
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>農業者（協定内）【具体名：〇〇】</td> </tr> <tr> <td></td> <td>農地所有適格法人、農業生産組織等（協定内）【具体名：〇〇】</td> </tr> <tr> <td></td> <td>農業者（協定外）【具体名：〇〇】</td> </tr> <tr> <td></td> <td>農地所有適格法人、農業生産組織等（協定外）【具体名：〇〇】</td> </tr> </table>		農業者（協定内）【具体名：〇〇】		農地所有適格法人、農業生産組織等（協定内）【具体名：〇〇】		農業者（協定外）【具体名：〇〇】		農地所有適格法人、農業生産組織等（協定外）【具体名：〇〇】
	農業者（協定内）【具体名：〇〇】								
	農地所有適格法人、農業生産組織等（協定内）【具体名：〇〇】								
	農業者（協定外）【具体名：〇〇】								
	農地所有適格法人、農業生産組織等（協定外）【具体名：〇〇】								
	担い手等が確保できているが、全ての委託希望は受けられない								
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>農業者（協定内）【具体名：〇〇】</td> </tr> <tr> <td></td> <td>農地所有適格法人、農業生産組織等（協定内）【具体名：〇〇】</td> </tr> <tr> <td></td> <td>農業者（協定外）【具体名：〇〇】</td> </tr> <tr> <td></td> <td>農地所有適格法人、農業生産組織等（協定外）【具体名：〇〇】</td> </tr> </table>		農業者（協定内）【具体名：〇〇】		農地所有適格法人、農業生産組織等（協定内）【具体名：〇〇】		農業者（協定外）【具体名：〇〇】		農地所有適格法人、農業生産組織等（協定外）【具体名：〇〇】
	農業者（協定内）【具体名：〇〇】								
	農地所有適格法人、農業生産組織等（協定内）【具体名：〇〇】								
	農業者（協定外）【具体名：〇〇】								
	農地所有適格法人、農業生産組織等（協定外）【具体名：〇〇】								
	担い手等が確保できていない								
	耕作を継続していきたいが、耕作条件の悪い農地がある								
	耕作を継続していきたいが、農業所得が低い								
	耕作を継続していきたいが、法面や水路・農道等の管理が過重な負担となっている								
	鳥獣被害が深刻であり、耕作意欲が減退している								
	集落の自治（コミュニティ）機能が低下しており、生活に支障・不安が生じている （具体的に記載） 具体的内容：〇〇～								
	その他（自由記載）								

2-2 集落の現状を踏まえた対策の方向性（複数可）

対策の方向性	担い手の詳細						
	耕作放棄の懸念はなく、集落の課題もないことから、対策は不要						
	協定内で担い手を育成・確保						
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>農業者</td> </tr> <tr> <td></td> <td>農地所有適格法人、農業生産組織等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>新規就農者</td> </tr> </table>		農業者		農地所有適格法人、農業生産組織等		新規就農者
	農業者						
	農地所有適格法人、農業生産組織等						
	新規就農者						
	協定外で担い手を確保						
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>農業者（協定外）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>農地所有適格法人、農業生産組織等（協定外）</td> </tr> </table>		農業者（協定外）		農地所有適格法人、農業生産組織等（協定外）		
	農業者（協定外）						
	農地所有適格法人、農業生産組織等（協定外）						
	基盤整備等により耕作条件を改善						
	農産物の高付加価値化により所得の向上を図る						
	新たな作物の導入により所得の向上を図る						
	省力化技術の導入や外注化等により労働負担の軽減を図る						
	耕作継続が困難な農用地の林地化						
	放牧利用による農用地の管理						
	鳥獣被害防止対策の実施						
	集落の自治（コミュニティ）機能の強化						
	その他（自由記載）						

2-3 具体的な対策に向けた検討（複数可）

※ 「2-2 集落の現状を踏まえた対策の方向性」で「対策は不要」とした場合は、記載不要

検討を要する事項	
	特に懸念はなく、協定参加者で実施していく
	協定参加者だけでは検討が困難であり、外部（市町村・道を含む）からの助力を得たい
	他の協定との広域化を考えたい
	中山間地域等直接支払交付金の加算措置を活用したい
	対策に活用可能な補助事業等を紹介してほしい
	その他（自由記載）

2-4 今後の対策の具体的内容及びスケジュール（決まり次第記載）

※ 「2-2 集落の現状を踏まえた対策の方向性」で「対策は不要」とした場合は、記載不要

--

2-5 農業生産活動等の継続のための支援体制

（第5期対策の期間中に、協定農用地において農業生産活動等の継続が困難な農用地が発生した場合の支援体制）

第5期対策期間中の農業生産活動等の継続のための支援体制	
	農地所有適格法人が支援する【具体名：〇〇】
	J Aが支援する【具体名：〇〇】
	集落営農組織が支援する【具体名：農林水産営農法人】
	農業者が支援する【具体名：〇〇】
	協定参加者で役割分担しつつ、農用地の維持管理を行う
	その他（自由記載）

※ 上記の支援体制によってもなお、当該農用地で農業生産活動等の継続が困難となった場合には、集落協定代表者は、速やかに市町村、農業委員会等に当該農用地に対する利用権の設定等又は農作業受委託の斡旋等を申し出ることとする。

※ 結果として、当該農用地で農業生産活動等の継続が困難となった場合には、当該農用地分のみ、交付金の返還が必要（本人の病気や高齢化、家族の病気など、不可抗力等の場合は交付金の返還は免除）。

協定対象施設の管理方法

区 分	施 設	管理作業者	管理方法等	管理作業の 代 表 者
用水路				
排水路				
道 路				

年度土地改良通年施行実施計画書

事業名 (工期)				関係市町村名				地区名					
通 年 施 行 実 施 計 画	区 分	年度工事実施予定区域			工事計画期間及び稲作期間								
		実施 面積 (ha)	うち対 象農用 地面積 (ha)	うち土地改 良通年施行 面積(ha)	年						年		
	4月				5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
	工区												
	工区												
	工区												
計													

注1) 工区の区分は、区画整理その他面的工事に係る通年施行区域の計画発注工区によるものとする。

注2) 対象農用地面積は、北海道中山間地域等直接支払交付金実施要領第4の2の対象農用地の面積をいう。

注3) 土地改良通年施行面積は、集落協定等に記載された面積とする（なお、現況の各筆ごとの識別が可能な図面（1/1,000～1/5,000程度）に通年施行区域を赤色で表示したものを添付すること。）。

個 別 協 定
経営規模及び農業所得調書

1 経営規模

(単位：a)

地 目	自己所有地	借入面積	計
田			
畑			
草 地			
計			A
採草放牧地			

注) 借入面積には受託面積（基幹3作業）を含む。

2 農業従事者一人当たりの農業所得

(単位：円)

農業所得①	農業従事者②	①／②

注1 農業従事者一人当たりの農業所得は以下のとおり算定する。

(確定申告に基づく農業所得＋専従者給与額－負債の償還額) / 農業従事者数

当該農業者が生産組織、農地所有適格法人等の構成員であり、当該生産組織、農地所有適格法人等から給与額又は役員報酬等を受けている場合は、上記農業所得に当該給与額又は役員報酬等を含めるものとする。

(1) 負債の償還額は実施要領第6の1の(2)のアの(イ)のaによる。

(2) 農業従事者数は実施要領第6の1の(2)のアの(イ)のbにより換算する。

注2 農業所得調書には、農業所得額を証明する書類を添付する。

【加算措置の場合に使用】

3 加算措置適用のために取り組むべき事項（加算措置必須要件）

次の活動のうち取り組む項目に○印を記入するとともに、現状及び達成目標について具体的に記載し、実施する。

該当	項目	取組期間	現状	達成目標
	超急傾斜農地保全管理加算	年度 ～ 年度		

注1) 現状は、取組期間の開始年度における地域の現状を記載する。

注2) 達成目標は、取組期間の最終年度までに達成される地域の現状を踏まえた目標を記載する。

協定農用地の概要

【市町村名： 】

交付対象者の氏名・名称	字	地番	地目	傾斜度	面積	10a当たりの単価	交付額	設定権利等	農用地の管理		設定権利者等名(出し手)	始期	終期	契約年月日	交付金の使用方法	
									農用地の現況	具体的活動内容						

【個別協定の場合】

- 注1) 一団の農用地全てを耕作する場合及び別紙様式6の経営規模のAが30ha以上(草地では100ha以上)の経営の規模を有している場合は、自作地も記入する。但し、農業従事者一人当たりの農業所得が札幌市の勤労者一人当たりの平均所得を上回る場合は除く。
- 注2) 注1の農業従事者一人当たりの農業所得は、別紙様式6の2の注書きにより算出する。
- 注3) 注1の但し書きに該当する者は引受地のみを記入。
- 注4) 使用方法には、受託者(個別協定の申請者)の受取額及び受取割合を記入すること。

【集落協定の場合】

- 注1) 農業従事者一人当たりの農業所得が札幌市の勤労者一人当たりの平均所得を上回る場合にあって、集落協定上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として指定された者において、引受地に対して交付される交付額を個人配分に充てる場合に記入。
- 注2) 注1に該当する者の個人配分に充てる引受地のみを記入。
- 注3) 使用方法には、受託者(注1に該当する者)の受取額を記入。

協定農用地の概要

- 注1) 農地又は採草放牧地について、所有権移転、賃借権等を設定した場合は、農地法第3条の規定に基づく許可書又は農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の市町村公告の写しを添付のこと。
- 2) 農作業受委託の場合は、別添契約書様式例を参考に契約書を作成し、その写しを添付のこと。
- 3) 申請者の居住する市町村以外に存する農用地について、利用権の設定等を行っており、当該農用地の存する市町村の長に申請書を提出している場合は、当該申請書の写しを添付すること。

農作業受委託契約書（様式例）

受託者及び委託者は、この契約書の定めるところにより農作業受委託契約を締結する。この契約書は、2通作成して受託者及び委託者がそれぞれ1通所持する。

年 月 日

受託者（以下「甲」という。）

（住所）

（氏名）

委託者（以下「乙」という。）

（住所）

（氏名）

1 農作業受委託の内容

甲は、この契約書に定めるところにより乙により、別表に記載する農作業を受託し、善良なる管理者の注意をもって農作業を実施するものとする。

乙は、甲が農作業を円滑に行えるよう作付けに十分な配慮をする。

2 受託料の支払方法

乙は、別表に記載された農作業に対して、同表に記載された金額の受託料を同表に記載された方法により甲に支払う。

3 契約の変更

契約事項を変更する場合には、甲、乙合意の上、その変更事項をこの契約書に明記する。

(別 表)

字	地 番	地 目	面 積 (㎡)	作 物	作 業 種 類	期 間	受託料 の額 (円)	支 払 方 法	通年・ 期間の 別
					作業名	始期 終期			
合 計									

(参考様式第3号)

番 号
年 月 日

農業者団体等の名称

代表者の氏名 様

市町村長

多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定について

年 月 日付け多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請についてをもって申請のあったこのことについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第5項の規定に基づき認定する。

(参考様式第 4 号)

番 号
年 月 日

農業者団体等の名称
代表者の氏名 様

市町村長

多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更の認定について

年 月 日付け多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更の認定の申請についてをもって申請のあったこのことについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号）第 8 条第 4 項において準用する同法第 7 条第 5 項の規定に基づき認定する。

(参考様式第5号)

番 号
年 月 日

〇〇総合振興局長（振興局長）様

市町村長

年度中山間地域等直接支払交付金交付実績等報告書の提出について
北海道中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け農振第6号農政部長通知）の第11の規定に基づき、下記項目について報告する。

記

- (1) 集落協定の概要
- (2) 協定農用地の基準別の面積
- (3) 集落協定締結数、個別協定締結数及び各集落等への交付実績
- (4) 農業生産活動等の実施状況
- (5) 農業生産活動等の体制整備の実施状況

(参考様式第 6 号)

番 号
年 月 日

農 政 部 長 様

〇〇総合振興局長（振興局長）

年度中山間地域等直接支払交付金交付実績等報告書の提出について
北海道中山間地域等直接支払交付金実施要領(平成 12 年 4 月 1 日付け農振第 6 号農政部長通知)の第 11 の規定に基づき、下記項目について報告する。

記

- (1) 集落協定の概要
- (2) 協定農用地の基準別の面積
- (3) 集落協定締結数、個別協定締結数及び各集落等への交付実績
- (4) 農業生産活動等の実施状況
- (5) 農業生産活動等の体制整備の実施状況

(参考様式第7号)

年度集落協定の協定農用地確認野帳

所在地		協定名(団地名)	
現地確認者		立会人	
現地確認日	年 月 日	交付の適否	適 否

協定農用地について、下記のとおり相違ないことを確認しました。

記

1 協定農用地

地番	地目	活動形態	農用地の管理状況の適否等		摘 要
			耕 作	維持管理	
		耕・維	適 否 (放・転) 免	適 否 (放・転) 免	
		耕・維	適 否 (放・転) 免	適 否 (放・転) 免	
		耕・維	適 否 (放・転) 免	適 否 (放・転) 免	
		耕・維	適 否 (放・転) 免	適 否 (放・転) 免	
		耕・維	適 否 (放・転) 免	適 否 (放・転) 免	

2 協定に含めない荒廃農地の管理

地番	管理状況の適否	摘 要
	適 否 ()	
	適 否 ()	

3 水路・農道等の維持管理

施設名	管理状況の適否	摘 要
	適 否 ()	
	適 否 ()	

4 多面的機能を増進する活動

具体的に取り組む行為	活動状況の適否	摘 要
	適 否 ()	
	適 否 ()	

注1) 協定ごとに作成する(団地数が多い場合には、必要に応じて団地ごとに作成する。)

注2) 1の表の「活動形態」欄の「耕」は耕作、「維」は維持管理農用地を示す。

注3) 1の表の「農用地の管理状況の適否等」は、「活動形態」欄に従い、「耕作」及び「維持管理」の農用地とに区別し、管理状況の適否等を判定する。

その際、適切に行われている場合は「適」、不適切な場合は「否」、免責事由に該当する場合は「免」とする。
なお、「否」と判定した場合の「放」は耕作放棄又は維持管理が不適切、「転」は農地転用を示す。

注4) 2、3の表の「管理状況の適否」欄の()には、否と判定した理由を具体的に記入する。

注5) 4の表の「活動状況の適否」は、「具体的に取り組む行為」欄記載のとおり実施されているかどうかを確認する。

()には、否と判定した理由を具体的に記入する。

(参考様式第 8 号)

年度協定農用地確認野帳（個別協定用）

交付対象者の氏名・名称		現地確認日	年 月 日
現 地 確 認 者		立会人	交付の適否 適 否

協定農用地について、下記のとおり相違ないことを確認しました。

記

土地の 所在地	地番	地目	活 動 形 態	設定権利 等の種類	始期	終期	契 約 年月日	農用地の管理状況の適否等	
								耕 作	維持管理
			耕・維					適 否(移・解・放・転) 免	適 否(移・解・放・転) 免

注 1) 協定ごとに作成する。

注 2) 「活動形態」欄の「耕」は耕作、「維」は維持管理農用地を示す。

注 3) 「契約年月日」欄は、賃借権の設定、農作業受託契約等は契約年月日を、所有権移転については農地法第 3 条の許可又は農用地利用集積計画の公告のあった日を記入する。

注 4) 「管理の状況の適否等」は、「活動形態」欄に従い、「耕作」及び「維持管理」の農用地とに区別し、管理状況の適否等を判定する。

その際、適切に行われている場合は「適」、不適切な場合は「否」、免責事由に該当する場合は「免」とする。

なお、「否」と判定した場合の「移」は第三者への所有権移転又は賃借権設定、「解」は賃貸借契約又は作業受委託契約の解除、「放」は耕作放棄又は維持管理が不適切、「転」は農地転用を示す。

(参考様式第 10 号)

番 号
年 月 日

市町村長 様

集落協定代表者又は個別協定申請者

中山間地域等直接支払交付金交付農用地の自然災害における災害復旧計画の
提出について

○年○月○日に自然災害を受けた交付農用地について、下記のとおり災害復旧計画を
作成したので提出します。

なお、○○協定は、災害復旧計画に基づき速やかに交付農用地の復旧を図り、農業生産活
動等を継続していく考えであることを申し添えます。

記

災害復旧計画

集落協定又は個別協定名		協定		交付農用地面積	h a
被 災 状 況	災害名及び 被災年月日	※ 年 月 日	復 旧 計 画	復旧工事 工期 (予定)	年 月 日 ~ 年 月 日
	被災農用地面積	h a		復旧農用地面積	h a
	被災協定対象施設名	被災状況		復旧協定対象施設名	

※ 例：台風○号による△△水害
梅雨前線豪雨による△△土砂災害 等

現地確認チェックリスト

(注) 確認野帳の記の 1 から 4 について、該当する対象行為等に係る各項目を現地見回り又は関係資料等の方法により確認した上で、確認野帳に必要事項を記入するものとする。

1 対象農用地について（協定農用地ごとに確認）

- ① 農地について、適切に耕作又は維持管理がなされている。
 はい いいえ
- ② 実施された活動が協定に定められている活動と一致している。
 している していない
- ③ 活動が実施された箇所、回数、参加者数が活動日誌等から確認できる。
 できる できない

2 協定に含めない荒廃農地について（農用地ごとに確認）

- ① 実施された活動が協定に定められている活動と一致している。
 している していない
- ② 活動が実施された箇所、回数、参加者数が活動日誌等から確認できる。
 できる できない
- ③ 活動が実施された箇所は、活動が行われた結果、適切な状態であること。
 できる できない

3 水路・農道等の管理について（施設ごとに確認）

- ① 実施された活動が協定に定められている活動と一致している。
 している していない
- ② 活動が実施された箇所、回数、参加者数が活動日誌等から確認できる。
 できる できない
- ③ 活動が実施された箇所は、活動が行われた結果、適切な状態であること。
 できる できない

4 多面的機能を増進する活動について（活動ごとに確認）

〔活動内容 _____〕

- ① 実施された活動が協定に定められている活動と一致している。
 している していない
- ② 活動が実施された箇所、回数、参加者数が活動日誌等から確認できる。
 できる できない
- ③ 活動が実施された箇所は、活動が行われた結果、適切な状態であること。
 できる できない

(参考様式第13号)

機械等利用管理規程

- 第1条 ○○集落組合（以下「組合」という。）が導入した機械及び施設（以下「機械等」という。）の管理及び運営は、この規定に定めるところによる。
- 第2条 機械等の管理責任者は組合長とする。ただし、組合長が代行者を置くことができる。
- 第3条 機械等の利用料金は○○とする。ただし、組合員以外の者が利用する場合はこの限りではない。
- 第4条 機械等を利用するに当たり、使用者は、次のことに同意するものとする。
- (1) 消耗品及び燃料等は使用者が用意すること。
 - (2) 使用後は、清掃及び点検整備を行ってから返却すること。
 - (3) 故障を発見したとき又は故障を起こした時は、直ちに管理責任者へ報告すること。
 - (4) 機械等の使用中の事故について、組合は一切の責任を負わないこと。
- 第5条 管理責任者は、機械等の適切な維持管理のため、次の諸帳簿を備え、適宜記帳するものとする。
- (1) 共用資産管理台帳
 - (2) 機械等利用簿
 - (3) 機械管理簿
- 第6条 この規定に定めのない事項については、組合長が関係者と協議する等して対応し、その結果を役員会に報告するものとする。

(参考様式第14号)

機械等利用簿

使用者氏名						
借受機種						
借受・返却月日	年	月	日	時	分	借受
	年	月	日	時	分	返却
実動日数	年	月	日			日
	年	月	日			日
	年	月	日			日
	合 計					日
点 検	使用前	異常項目			有・無	
	使用后	異常項目			有・無	
給 油	リットル					
備 考						

※注意事項

- (1) 消耗品及び燃料等は使用者が用意してください。
- (2) 使用後は、清掃及び点検整備を行ってから返却してください。
- (3) 故障を発見したとき又は故障を起こした時は、直ちに管理責任者へ報告してください。
- (4) 機械等の使用中の事故等は、使用者の責任となり、組合は一切の責任を負いませんので充分注意してください。

(参考様式第15号)

番 号
年 月 日

市町村長 様

農業者団体等の名称
代表者の氏名

令和2年度中山間地域等直接支払交付金早期交付申請書

このことについて、北海道中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け農振第6号農政部長通知）の第15に基づき、別紙のとおり申請する。

(別紙)

1. 申請者の概要

ふりがな	
組織名	
ふりがな	
代表者氏名	
ふりがな	
所在地	

2. 早期交付の基礎となる農用地面積及び交付額
(基本分)

(単位：㎡)

区分	早期交付の基礎となる農用地面積	田			畑			草地			採草放牧地		
		面積	単価 (円/10a)	交付額	面積	単価 (円/10a)	交付額	面積	単価	交付額	面積	単価 (円/10a)	交付額
急傾斜	()	()	16,800		()	9,200		()	8,400		()	800	
緩傾斜 (急傾斜以外)	()	()	6,400		()	2,800		()	2,400		()	240	
草地比率の 高い草地	()	/	/	/	/	/	/	()	1,200		/	/	/
計	()	()	/	(a)	()	/	(b)	()	/	(c)	()	/	(d)

注1) 面積欄上段 () 内に、令和元年度の交付面積を転記してください。

注2) 面積欄下段に、令和2年度に早期交付を希望する額の基礎となる農用地面積を記入してください。
ただし、記入する農用地面積は、令和元年度の交付面積に0.5を乗じた面積を上限とし、令和2年事業計画に基づき最低限取り組むことが見込まれる面積に0.5を乗じた面積とします。

注3) 交付額欄に、注2) で記入した農用地面積及び単価より、令和2年度に早期交付を希望する額を記入してください。

3. 早期交付申請額

_____ 円 (= a+b+c+d)

4. 交付金の活用方法と早期交付の必要性

誓約事項

令和2年度において、早期交付を受けた交付金を有効に活用するとともに、事業計画の作成及び計画に基づく活動に取り組むことを誓約します。

市町村長 様

代表者名 _____

(参考様式第16号)

番 号
年 月 日

農業者団体等の名称
代表者の氏名 様

市町村長

令和2年度中山間地域等直接支払交付金早期交付申請承認書

年 月 日付け令和2年度中山間地域等直接支払交付金早期交付申請書をもって申請の
あったこのことについて、北海道中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付
け農振第6号農政部長通知）の第15の2の規定に基づき承認する。